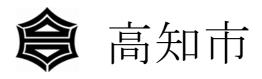
# 令和2年度

# 市 税 統 計



# 〔目 次〕

【札	既 要】	頁	【糸	内 付】	頁
1	高知市の概要(歴史・地勢)・・・・	1	21	口座振替・コンビニエンスストア	
2	高知市の概要(データ) ・・・・・・・	2		による納付	29
3	高知市行政機構図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	22	市税還付金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	30
4	令和元年度一般会計決算額 ·····	4	23	税務証明	31
5	令和2年度一般会計予算額(当初)	5			
6	市税収入状况表		【月	东 務】	
	(令和元年度,平成30年度) · · · · · · ·	6	24	税務職員	32
			25	事務分掌 ·····	33
( i	果 税】		26	税務職員に対する諸手当 ・・・・・・・・	33
7	個人市民税 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8	27	市税の徴収に要する経費等 ・・・・・・	34
8	法人市民税 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11	28	市税外収入状況表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	35
9	固定資産税 ·····	12			
10	軽自動車税 ·····	18	《資	<b>学</b> 料》	
11	市たばこ税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20	1	電子計算機処理 ·····	36
12	鉱産税 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20	2	個人市民税の税歴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
13	目的税 ·····	20	3	法人市民税・固定資産税・その他の税歴	
					40
【往	數 収】		4	固定資産税の税歴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
14	徴収実績(令和元年度,平成30年度)				
	•••••	21			
15	市税の納期と納付率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24			
16	徵収率 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	24			
17	督促状等発付状況 ·····	26			
18	委託証券処理状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27			
19	滞納処分の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27			
20	停止・欠損 ・・・・・・・・・・・・・・・・	28			

### 【概要】

### 1 高知市の概要(歴史・地勢)

#### ■歴史と沿革

1601年、関ヶ原の戦いの功績により土佐藩 24万石の領主となった山内一豊は、土佐に入国すると新たに大高坂城(現在の高知城)を築き、高知はその城下町として徳川 300年の間、土佐の政治、経済、文化の中心として発展してきました。幕末になると、坂本龍馬・武市瑞山等多くの志士を輩出し、明治維新の礎を築きました。また、維新後においても、土佐は自由民権運動発祥の地として知られ、板垣退助・片岡健吉等が活躍しました。

土佐藩は、明治の廃藩置県により高知県となり、1889年4月、市制施行により高知市が誕生しました。初代高知市長には一圓正興が就任し、以後、戦災や震災、水害等、幾多の試練を市民と行政のたゆまぬ努力によって克服してきました。そして高知市は産業の振興、都市基盤の整備を中心に発展し、1998年4月には四国初の中核市となりました。

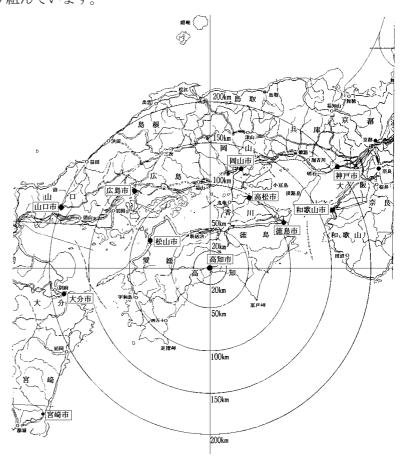
平成の大合併の際には、2005 年1月に鏡村・土佐山村、2008 年1月には春野町との合併により、清流・鏡川の源流から河口までの全てが本市域に入るという全国的にも数少ない都市となりました。

以降,2011年3月に策定した「2011高知市総合計画」では「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像として定め、環境を基軸とした新しい共生文化を創造し、明るさとにぎわいに満ちた元気あふれる高知市を築き上げていくことを目標に取り組んできました。2016年12月には、南海トラフ地震への総合的な対策や地方創生への取組などを一層推進していくため、基本計画の見直しを行い、「2011高知市総合計画(2016基本計画改訂版)」を策定し、さらなる市政発展に向けて取り組んでいます。

#### ■地 勢

高知市は南四国の中心に位置し、 北部には山岳が巡り、東部と西部 は田園が続き、南部は7河川が流 れ込む浦戸湾を経て太平洋に臨ん でいます。

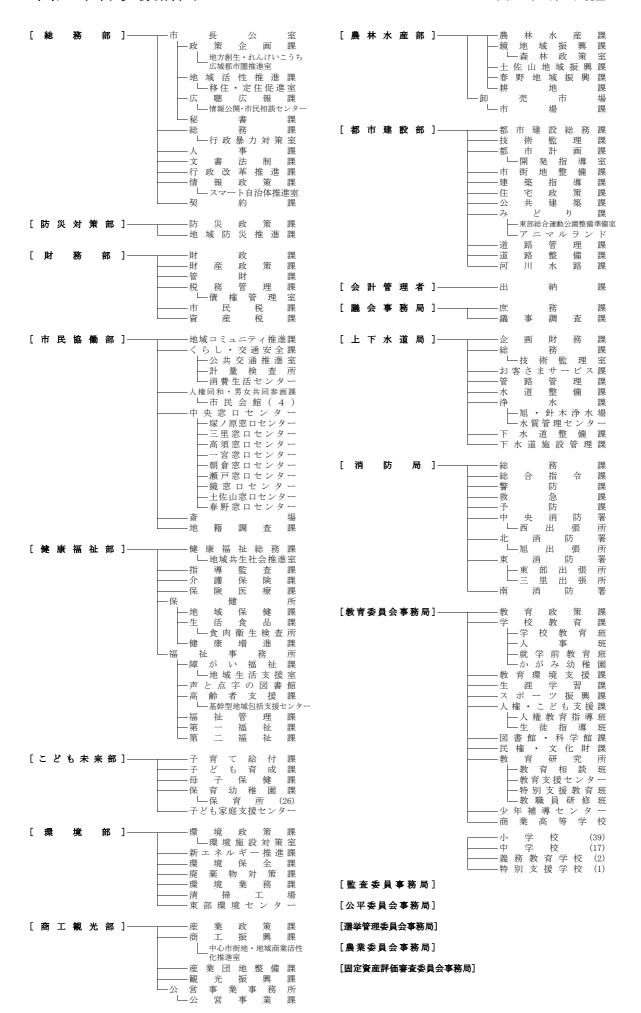
南から吹き寄せる湿気の多い空 気が四国山脈に遮られる関係で雨 量が多い反面,日照時間は全国の 中でも非常に長く,温暖で住みや すい土地です。



# 2 高知市の概要(データ)

地	勢	面 積	309.00k m²	令和2年4月1日現在
715	<del>73</del>			月和乙十五万千日列江
気	象	平均気温	17.8℃(桜の開花日3月22日)	令和元年1月~12月
		<u>降水量</u>	2,538.5mm	
		男	151,982人	
		女	173,724人	A 5-0 F 4 B 4 B 78 +
人	П	計	325,706人	令和2年4月1日現在
		世帯数	163,448世帯	
		人口密度	1,057人/km²	
		出生	2,303人	
人口	動態	死 亡	3,821人	令和元年度
		転 入	9,013人	
	L MIZ I	転出	10,072人	
産業別家		第一次産業	4,176人(2.9%)	五十0g左片□恭二十
都市形	I	第二次産業	21,559人(15.1%)	平成27年度国勢調査
し商業観	光都市J	第三次産業	108,937人(76.4%)	
		一般会計	147,555,800千円	A = - t t- \
予	算	特別会計	95,005,000千円	令和2年度当初予算
		企業会計	31,647,400千円	
		市道	総延長 1,974km(舗装率96.3%)	令和2年4月1日現在
	- n	市営住宅	4,973戸	14 11/2   17/4 11/7 21/2
建	設	水道	96.4%(人口普及率)	令和2年3月31日現在
	-	下水道	63.7%(人口普及率)	
		公 園	728か所(1人当たり8.64㎡)	令和2年4月1日現在
清	掃	ごみ収集量	105,801t	令和2年3月31日現在
	- ,	し尿収集量	110,640k0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		高齢者人口	96,582人(高齢化率29.65%)	令和2年4月1日現在
福	祉	保育所	定員 9,134人(84園)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	,	身体障害者手帳	14,375人	令和2年3月31日現在
		生活保護	8,905世帯(保護率 34.5%)	
		幼稚園	1,587人(17園)	
教	育	小学校	16,340人(41校)	令和元年5月1日現在
		中学校	9,431人(26校)	, _ , , , = , . , 2
		義務教育学校	195人(2校)	T 000 - 1 : 1 /:
		商業	3,312店(販売額944,726百万円)	平成26年7月1日現在
経	済	工業	363事業所(出荷額172,101百万円)	平成29年6月1日現在
· · · ·		農業	2,447戸	平成27年
		観光	3,291千人(観光客入込数)	令和元年
消	防	火 災	80件(109人被災)	令和元年
	,	救 急	18,816件(17,242人搬送)	
医 医	療	病 床 数	一般548床, 結核 20床, 感染症 8床,	令和2年度
(医療セ	ングー)	<b></b>	精神 44床, 合計620床	
11. 11	ال جسل	アメリカ	カリフォルニア州・フレスノ市	昭和40年2月11日 調印
姉妹	都市	国内	北海道・北見市	昭和61年4月28日 調印
, .	Later 1	インドネシア	東ジャワ州・スラバヤ市	平成9年4月17日 調印
友 好	都 市	中 国	安徽省・蕪湖市	昭和60年4月19日 調印

<sup>※「</sup>令和2年度版 市政あんない」から抜粋



# 4 令和元年度一般会計決算額

(単位:千円・%)

類型別	裁 入					性	質別	歳出	
款  別	決 算 額	構成比			性質	質 別		決 算 額	構成比
自 主 財 源	56,237,526	27.98		消	費的	勺 経	費	172,085,982	86.13
市税	45,352,689	22.57		人	、件費(退	:職手	当を除く)	19,446,642	9.73
分担金及び負担金	1,472,808	0.73			人件費	(退職-	手当)	1,320,087	0.66
使用料及び手数料	2,469,100	1.23			物	件費	1	13,988,590	7.00
財産収入	133,490	0.07			維持	補修	費	1,166,551	0.59
寄 付 金	314,046	0.16			扶	助費	51,393,069	25.72	
繰 入 金	1,940,082	0.96	補助費等					10,774,736	5.39
繰 越 金	2,014,577	1.00			公	公 債 費		59,844,194	29.95
諸収入	2,540,734	1.26			出資金	及び貸	付金	214,705	0.11
依 存 財 源	144,726,522	72.02			積立金	及び縛	出金	13,937,408	6.98
地方譲与税	822,413	0.41			予	備費	ť	0	0.00
利子割交付金	75,083	0.04		投	資的	勺 経	費	27,717,604	13.87
配当割交付金	168,712	0.08			普通建	設事	業費	27,415,451	13.72
株式等譲渡所得割交付金	92,839	0.05			補」	助事	業 費	6,884,775	3.45
地方消費税交付金	6,244,401	3.11			単	独事	業 費	19,647,769	9.83
ゴルフ場利用税交付金	10,702	0.01			県営	工事負	負担金	882,907	0.44
自動車取得税交付金	81,772	0.04			災害復	[旧事	業費	302,153	0.15
環境性能割交付金	19,987	0.01			失業対	策事	業費	0	0.00
地方特例交付金	658,606	0.33							
地方交付税	25,144,021	12.51							
交通安全対策特別交付金	46,358	0.02							
国庫支出金	33,028,927	16.43							
県支出金	10,849,501	5.40							
市 債	67,483,200	33.58							
特別地方消費税交付金	0	0.00							
歳 入 合 計	200,964,048	100.00		歳	出	合	計	199,803,586	100.00

# 5 令和2年度一般会計予算額(当初)

(単位:千円・%)

	類型別	<u></u> 義 入					性質別		1 17 - /0/
款	別	予 算 額	構成比		性	質	別	予 算 額	構成比
自 主	財源	54,150,722	36.70	消	費	的	経 費	131,524,517	89.14
	市税	45,000,000	30.50	人	.件費(	退職	手当を除く)	23,560,805	15.97
分担	金及び負担金	872,852	0.59		人件	費(退	融手当)	1,085,000	0.74
使用	料及び手数料	2,507,101	1.70		牧	匆 件	: 費	12,888,255	8.73
Į.	才産収入	235,692	0.16		維力	恃 補	修費	886,166	0.60
	寄 付 金	412,371	0.28		抄	夫 戝	力費	51,316,608	34.78
;	繰入金	2,807,061	1.90		補	i 助	費等	9,959,652	6.75
;	繰越金	10	0.00		4	\$ 債	費	17,393,819	11.79
	諸収入	2,315,635	1.57		出資金	金及で	び貸付金	224,606	0.15
依有	財源	93,405,078	63.30		積立金	金及で	び繰出金	14,157,606	9.59
地	方譲与税	870,538	0.59		亨	予備	費	52,000	0.04
利	子割交付金	50,000	0.03	投	資	的	経 費	16,031,283	10.86
酉己	当割交付金	140,000	0.09		普通	建設	事業費	15,966,383	10.82
株式等詞	<b>譲渡所得割交付金</b>	52,000	0.04		補	前助	事業費	6,256,168	4.24
地方	消費税交付金	7,710,000	5.23		単	鱼独	事業費	9,710,115	6.58
ゴルフ	場利用税交付金	10,000	0.01		県'	営工	事負担金	100	0.00
自動耳	車取得税交付金	0	0.00		災害	復旧	事業費	64,900	0.04
環境	性能割交付金	53,000	0.04		失業	対策	事業費	0	0.00
法人	事業税交付金	395,000	0.27						
地ブ	方特例交付金	229,000	0.15						
地	方交付税	24,200,000	16.40						
交通安全	全対策特別交付金	43,000	0.03						
国	庫支出金	33,012,348	22.37						
ļ	具支出金	12,026,692	8.15						
	市 債	14,613,500	9.90						
歳	、 合 計	147,555,800	100.00	歳	出		合 計	147,555,800	100.00

# 6 市税収入状況表

令和元年度 (単位:千円・%)

	14几十尺						(+1	<u> </u>
	区 分	最終予算額	調定額	収入済額	徴収率	還付未済	欠損額	収入未済額
	市民税	21,341,000	21,193,702	21,077,739	99.5	5,247	123	121,087
	個人市民税	17,133,000	16,970,556	16,872,525	99.4	4,967	97	102,901
	均等割		563,940	560,682	99.4			
	所 得 割		16,406,616	16,311,843	99.4			
	普通徴収		3,545,564	3,449,898	97.3			
	特別徴収		13,424,992	13,422,627	100.0			
	法人市民税	4,208,000	4,223,146	4,205,214	99.6	280	26	18,186
	均等割		1,080,344	1,075,757	99.6			
	法人税割		3,142,802	3,129,457	99.6			
	固定資産税	19,591,000	19,681,379	19,571,652	99.4	1,021	664	110,084
	純 固 定	19,430,000	19,520,394	19,410,667	99.4	1,021	664	110,084
	土地		7,854,542	7,810,390	99.4			
	家 屋		9,440,714	9,387,647	99.4			
	償却資産		2,225,138	2,212,630	99.4			
	交 付 金	161,000	160,985	160,985	100.0	0	0	0
	軽自動車税	971,000	1,006,579	989,202	98.3	124	42	17,459
	種 別 割	959,000	997,713	980,336	98.3	124	42	17,459
	環境性能割	12,000	8,866	8,866	100.0	0	0	0
	市たばこ税	2,297,000	2,317,552	2,317,552	100.0	0	0	0
	鉱 産 税	4,000	4,163	4,163	100.0	0	0	0
4	寺別土地保有税	0	0	0	_	0	0	0
	入 湯 税	17,000	17,674	17,674	100.0	0	0	0
	事業所税	1,087,000	1,108,344	1,107,601	99.9	0	0	743
	現年度計	45,308,000	45,329,393	45,085,583	99.5	6,392	829	249,373
;	繰越分計	292,000	1,097,594	267,106	24.3	101	56,925	773,664
	個人市民税	130,000	385,405	125,324	32.5	10	27,023	233,068
	法人市民税	8,000	25,875	10,012	38.7	10	2,179	13,694
	固定資産税	138,000	629,906	110,512	17.5	43	24,305	495,132
	軽自動車税	15,000	50,997	21,258	41.7	38	3,011	26,766
	入 湯 税	0	0	0	-	0	0	0
	事業所税	1,000	5,411	0	0.0	0	407	5,004
	総計	45,600,000	46,426,987	45,352,689	97.7	6,493	57,754	1,023,037

# 6 市税収入状況表

平成30年度 (単位:千円・%)

<u>十</u> 办	(30年度						(半)	<u>【:十円・%)</u>
	区 分	最終予算額	調定額	収入済額	徴収率	還付未済	欠損額	収入未済額
	市民税	21,272,000	21,165,440	21,020,508	99.3	6,123	185	150,870
	個人市民税	17,002,000	16,974,485	16,838,191	99.2	5,949	180	142,063
	均等割		560,637	556,136	99.2			
	所得割		16,413,848	16,282,055	99.2			
	普通徴収		3,686,127	3,553,694	96.4			
	特別徴収		13,288,358	13,284,497	100.0			
	法人市民税	4,270,000	4,190,955	4,182,317	99.8	174	5	8,807
	均等割		1,075,609	1,073,392	99.8			
	法人税割		3,115,346	3,108,925	99.8			
	固定資産税	19,494,000	19,522,011	19,414,940	99.5	3,244	670	109,645
	純固定	19,332,000	19,360,147	19,253,076	99.4	3,244	670	109,645
	土地		7,878,479	7,834,907	99.4			
	家 屋		9,244,004	9,192,880	99.4			
	償却資産		2,237,664	2,225,289	99.4			
	交付金	162,000	161,864	161,864	100.0	0	0	0
Ē	軽自動車税	970,000	976,235	950,126	97.3	166	63	26,212
	市たばこ税	2,406,000	2,317,097	2,317,097	100.0	0	0	0
Í	鉱産税	4,000	4,115	4,115	100.0	0	0	0
特	別土地保有税	0	0	0	-	0	0	0
	入 湯 税	14,000	17,868	17,868	100.0	0	0	0
:	事業所税	1,097,000	1,094,234	1,092,615	99.9	744	0	2,363
	現年度計	45,257,000	45,097,000	44,817,269	99.4	10,277	918	289,090
緽	越 分 計	343,000	1,318,584	322,932	24.5	127	181,024	814,755
[	個人市民税	140,000	413,117	138,215	33.5	84	29,614	245,372
	法人市民税	10,000	40,621	11,226	27.6	14	12,258	17,151
	固定資産税	175,000	807,743	158,331	19.6	10	125,335	524,087
	軽自動車税	14,000	44,229	15,143	34.2	19	4,009	25,096
	入 湯 税	0	0	0	-	0	0	0
	事業所税	4,000	12,874	17	0.1	0	9,808	3,049
	総計	45,600,000	46,415,584	45,140,201	97.3	10,404	181,942	1,103,845

#### 【課税】

#### 7 個人市民税

所得割納税義務者の業態所得割等の概要 各年7月1日現在(単位:千円·%) 前年 前年 前年 区 分 平成30年度 令和元年度 構成比 令和2年度 構成比 構成比 対比 対比 対比 給与所得者 119,306 80.20 101.3 120,708 80.68 101.2 121,216 80.88 100.4 納 営業等所得者 6,527 4.39 100.0 6,399 4 28 98.0 6,470 4.32 101.1 税 農業所得者 372 0.25 87.9 378 0.25 101.6 385 0.26 101.9 義 その他の所得者 20,724 21,034 14.14 98.4 13.85 98.5 20,485 13.67 98.8 務 147,239 148,209 99.06 100.7 98.98 100.7 148,556 99.13 100.2 者 分離課税所得者 1.02 121.9 1,405 0.94 92.4 0.87 93.5 1,521 1,314 数 計 148,760 100.00 100.9 149,614 100.00 100.6 149,870 100.00 100.2 給 与 所 得 者 362,016,002 83.10 101.8 369,742,301 83.92 102.1 373,001,563 83.84 100.9 総 100.9 99.8 営 業 等 所 得 者 21,323,598 4.89 21,276,139 4.83 21,891,121 4.92 102.9 所 0.29 農業所得者 1,310,053 0.30 71.6 1,279,227 97.6 1,354,092 0.30 105.9 得 99.8 その他の所得者 43,057,713 9.88 41,567,897 96.5 41,763,020 9.39 100.5 9.44 金 小 427,707,366 98.17 101.4 433,865,564 98.48 101.4 438,009,796 98.45101.0 計 額 分離課税所得者 7,940,611 1.83 131.2 6,702,382 1.52 84.4 6,885,388 1.55 102.7 等 計 435,647,977 100.00 101.8 440,567,946 100.00 101.1 444,895,184 100.00 101.0 合 給与所得者 79.99 236,102,964 238,243,155 231,053,178 101.7 81.94 102.2 81.60 100.9 課 営業等所得者 14,142,077 4.90 101.3 14,206,910 4.93 100.5 14,807,480 5.07 104.2 税 農業所得者 787,339 0.27 64.9 763,391 0.26 97.0 847,223 0.29 111.0 標 その他の所得者 24,953,258 8.64 100.4 23,671,814 8.22 94.9 23,998,561 8.22 101.4 淮 小 270,935,852 93.80 101.4 274,745,079 95.35 101.4 277,896,419 95.18 101.1 分離課税所得者 17,914,954 6.20 118.3 13,400,784 4.65 74.8 14,061,388 4.82 104.9 額 100.00 102.3 100.00 99.8 100.00 101.3 計 288,850,806 288,145,863 291,957,807 合 給 与 所 得 者 13,268,034 81.99 101.2 13,486,902 83.22 101.6 13,584,658 82.86 100.7 営業等所得者 813,045 5.02 100.8 813,019 100.0 5.02 848,189 5.18 104.3 所 農業所得者 46,043 0.28 64.3 44,332 0.27 96.3 49,302 0.30 111 2 得 その他の所得者 1,414,630 8.74 99.8 1,344,443 8.30 95.0 1,360,513 8.30 101.2 割 15,541,752 96.03 100.9 15,688,696 96.81 100.9 15,842,662 96.64 101.0 額 分離課税所得者 641,540 3.97 116.5 518,479 3.19 80.8 551,399 3.36 106.3 計 16,183,292 100.00 101.4 16,207,175 100.00 100.1 16,394,061 100.00 101.2

#### 課税標準額段階別 令和2年度分所得割額等に関する調による納税義務者等の調

令和2年7月1日現在(単位:人・%)

区分	給 与	構成	営業等	構成	農業	構成	その他の	構成	小 計	構成	分離課税	構成	総計	構成
	所得者	比	所得者	比	所得者	及比	所得者	比	√1. BI	比	所得者	比	No. III	比
10万円以下の金額	3,633	3.00	496	7.67	26	6.75	1,691	8.25	5,846	3.94	312	23.74	6,158	4.11
10万円を超え100万円以下	40,543	33.44	2,632	40.68	138	35.84	12,831	62.64	56,144	37.79	238	18.12	56,382	37.62
100万円 " 200万円 "	38,930	32.12	1,454	22.47	80	20.78	3,592	17.53	44,056	29.66	187	14.24	44,243	29.53
200万円 " 300万円 "	18,512	15.27	692	10.70	52	13.51	917	4.48	20,173	13.58	130	9.89	20,303	13.55
300万円 " 400万円 "	10,034	8.28	368	5.69	30	7.79	456	2.23	10,888	7.33	104	7.91	10,992	7.33
400万円 " 550万円 "	5,025	4.15	292	4.51	32	8.31	346	1.69	5,695	3.83	112	8.52	5,807	3.87
550万円 " 700万円 "	1,433	1.18	141	2.18	8	2.08	197	0.96	1,779	1.20	37	2.82	1,816	1.21
700万円 " 1,000万円 "	1,121	0.92	167	2.58	11	2.86	188	0.92	1,487	1.00	54	4.11	1,541	1.03
1,000万円を超える金額	1,985	1.64	228	3.52	8	2.08	267	1.30	2,488	1.67	140	10.65	2,628	1.75
合 計	121,216	100.00	6,470	100.00	385	100.00	20,485	100.00	148,556	100.00	1,314	100.00	149,870	100.00

#### 課税標準額段階別 令和2年度分所得割額等の調

令和2年7月1日現在(単位:千円・%)

			「得者,農業所得 「得者に係る	导者	分	離課税所	得者に係る		J/H2   1/11	計	(十二:11)	• / - /
区 分	課税	構	所 得	構	課税	構	所 得	構	課税	構	所 得	構
	標準額	成 比	割額	成 比	標準額	成 比	割額	成比	標準額	成 比	割額	成 比
10万円以下の金額	298,833	0.11	10,428	0.07	2,211,794	15.73	69,022	12.52	2,510,627	0.86	79,450	0.48
10万円を超え100万円以下	31,701,157	11.41	1,742,240	11.00	1,165,971	8.29	36,710	6.66	32,867,128	11.26	1,778,950	10.85
100万円 " 200万円 "	63,266,847	22.77	3,556,613	22.45	1,160,011	8.25	41,344	7.50	64,426,858	22.06	3,597,957	21.95
200万円 " 300万円 "	49,116,190	17.67	2,812,191	17.75	745,214	5.30	29,132	5.28	49,861,404	17.08	2,841,323	17.33
300万円 " 400万円 "	37,657,018	13.55	2,198,242	13.87	755,033	5.37	30,848	5.59	38,412,051	13.15	2,229,090	13.60
400万円 " 550万円 "	26,048,804	9.37	1,521,778	9.60	1,354,227	9.63	52,596	9.54	27,403,031	9.39	1,574,374	9.61
550万円 " 700万円 "	10,915,286	3.93	632,980	4.00	641,124	4.56	24,264	4.40	11,556,410	3.96	657,244	4.01
700万円 " 1,000万円 "	12,308,862	4.43	709,011	4.48	991,623	7.05	40,584	7.36	13,300,485	4.56	749,595	4.57
1,000万円を超える金額	46,583,422	16.76	2,659,179	16.78	5,036,391	35.82	226,899	41.15	51,619,813	17.68	2,886,078	17.60
合 計	277,896,419	100.00	15,842,662	100.00	14,061,388	100.00	551,399	100.00	291,957,807	100.00	16,394,061	100.00

均等割額納税義務者の推移

各年7月1日現在(単位:人・%・千円)

年度	均	等割のみ	を納める者		均等	割と所得	割を納める者	Í		合	計	
十茂	納税義務者数	前年比	均等割額	前年比	納税義務者数	前年比	均等割額	前年比	納税義務者数	前年比	均等割額	前年比
平成28年度	11,450	100.7	38,570	100.6	145,863	101.2	509,769	101.2	157,313	101.1	548,339	101.1
平成29年度	11,505	100.5	38,690	100.3	147,391	101.0	515,095	101.0	158,896	101.0	553,785	101.0
平成30年度	11,556	100.4	38,861	100.4	148,760	100.9	519,880	100.9	160,316	100.9	558,741	100.9
令和元年度	11,675	101.0	39,425	101.5	149,614	100.6	523,051	100.6	161,289	100.6	562,476	100.7
令和2年度	11,492	98.4	38,827	98.5	149,870	100.2	523,982	100.2	161,362	100.0	562,809	100.1

納税義務者・特別徴収義務者の推移

各年7月1日現在(単位:人・%・千円)

年度	納税義務者数 (普通徴収分)	構成比	前年比	納税義務者数 (特別徴収分)	構成比	前年比	納税義務者数合計	前年比	特別徴収 義務者数	前年比
平成28年度	35,856	22.8	99.6	121,457	77.2	101.6	157,313	101.1	9,668	101.0
平成29年度	34,664	21.8	96.7	124,232	78.2	102.3	158,896	101.0	9,892	102.3
平成30年度	34,180	21.3	98.6	126,136	78.7	101.5	160,316	100.9	10,011	101.2
令和元年度	33,861	21.0	99.1	127,428	79.0	101.0	161,289	100.6	10,158	101.5
令和2年度	33,522	20.8	99.0	127,839	79.2	100.3	161,362	100.0	10,236	100.8



桂 浜

### 8 法人市民税

地方税法第312条第1項に規定する均等割の税額区分に係る納税義務者数(各年度の集計期間は前年7月2日~7月1日,税率は各年度4月1日現在)

地力院伝第312末第1	電力税伝第312米第1項に規定する均等制の税額区分に除る納税義務有数 (各年度の集計期間は前年7月2日~7月1日, 税率は各年度4月1日現在) (単位:人, 税率単位:千円)												
区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号				
税率年度	60	144	156	180	192	480	492	2,100	3,600	計			
平成28年度	6,353	111	1,208	128	320	50	457	15	39	8,681			
平成29年度	6,257	99	1,232	136	330	50	474	14	40	8,632			
平成30年度	6,302	99	1,230	137	330	52	470	13	42	8,675			
令和元年度	6,475	98	1,238	138	319	50	462	13	41	8,834			
令和2年度	6,493	100	1,227	142	308	49	461	16	37	8,833			

#### 納税義務者の推移(各年度の集計期間は前年7月2日~7月1日の申告分)

(単位:件・%)

111412	17/2/1/2 D	1 m l/ (1	1 / 20 - 2	V H I / 9311	31-11-1	. / 4 - 1 .			H / 7 /				\ 1   <del></del>	-11 /0/
左	法	- 人税割と	均等割を使	弁せて納付	けしたもの			均	等割のみ	納付した	もの			前年
年度	非分割 法 人	前年 対比	分割 法人	前年 対比	1	前年 対比	非分割法 人	前年 対比	分割 法人	前年 対比	計	前年 対比	合計	対比
27	2,138	106.4	1,443	101.3	3,581	104.3	3,980	97.0	772	99.6	4,752	97.4	8,333	100.3
28	2,290	107.1	1,456	100.9	3,746	104.6	3,828	96.2	774	100.3	4,602	96.8	8,348	100.2
29	2,289	100.0	1,460	100.3	3,749	100.1	3,856	100.7	788	101.8	4,644	100.9	8,393	100.5
30	2,298	100.4	1,492	102.2	3,790	101.1	3,966	102.9	780	99.0	4,746	102.2	8,536	101.7
元	2,273	98.9	1,423	95.4	3,696	97.5	3,951	99.6	817	104.7	4,768	100.5	8,464	99.2

#### 令和元年度月別申告状況

(単位:円)

調定月	予定申告	確定申告	修正申告	計
4月	90,055,100	139,320,500	909,200	230,284,800
5月	83,840,300	1,572,966,000	1,725,200	1,658,531,500
6月	30,140,100	84,067,300	7,054,800	121,262,200
7月	14,712,500	128,002,600	351,700	143,066,800
8月	76,972,000	146,441,100	3,126,000	226,539,100
9月	19,857,900	94,298,400	1,159,900	115,316,200
10月	80,150,700	139,851,700	2,070,100	222,072,500
11月	654,419,800	136,390,100	7,168,600	797,978,500
12月	63,130,700	42,732,200	10,397,300	116,260,200
1月	240,582,100	30,669,900	924,000	272,176,000
2月	87,003,000	156,871,400	667,500	244,541,900
3月	39,582,100	27,319,700	14,362,600	81,264,400
翌4月	0	-6,148,800	0	-6,148,800
合計	1,480,446,300	2,692,782,100	49,916,900	4,223,145,300

## 9 固定資産税

納税義務者数等の状況

(単位:人•%)

/// 1/// // // // // // // // // // // /		× 1 •> 1/10									
区分	土地		家屋		償却資産		合 計		通知書発付件数		
年度	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	
平成28年度	99,755	100.3	97,560	100.5	2,946	104.1	200,261	100.4	120,187	100.2	
平成29年度	100,135	100.4	98,028	100.5	3,082	104.6	201,245	100.5	120,516	100.3	
平成30年度	100,387	100.3	98,486	100.5	3,129	101.5	202,002	100.4	120,720	100.2	
令和元年度	100,665	100.3	98,891	100.4	3,180	101.6	202,736	100.4	120,873	100.1	
令和2年度	100,933	100.3	99,215	100.3	3,139	98.7	203,287	100.3	120,993	100.1	

<sup>※</sup>令和2年度は、令和2年5月末現在の計数、他の年度は年度末資料に基づく。

課税状況 (単位:千円・%)

							(半)止.	1 1 1 , /0)
年 度	区	分	課税標準額	構成比	前年対比	調定税額	構成比	前年対比
平成28年度	土	地	530,211,506	40.6	98.9	7,934,785	41.2	98.9
	家	屋	630,373,427	48.3	102.7	9,157,139	47.5	102.7
	償却	資産	145,055,595	11.1	106.1	2,170,769	11.3	106.1
	合	計	1,305,640,528	100.0	101.5	19,262,693	100.0	101.5
平成29年度	土	地	527,854,552	39.9	99.6	7,902,049	40.5	99.6
	家	屋	642,871,903	48.6	102.0	9,335,132	47.9	101.9
	償却	資産	151,778,105	11.5	104.6	2,272,142	11.6	104.7
	合	計	1,322,504,560	100.0	101.3	19,509,323	100.0	101.3
平成30年度	土	地	526,255,725	40.1	99.7	7,878,479	40.7	99.7
	家	屋	636,446,566	48.5	99.0	9,244,004	47.7	99.0
	償却	資産	149,463,124	11.4	98.5	2,237,664	11.6	98.5
	合	計	1,312,165,415	100.0	99.2	19,360,147	100.0	99.2
令和元年度	土	地	525,788,013	39.8	99.9	7,854,542	40.2	99.7
	家	屋	649,399,317	49.1	102.0	9,440,714	48.4	102.1
	償却	資産	146,503,495	11.1	98.0	2,225,138	11.4	99.4
	合	計	1,321,690,825	100.0	100.7	19,520,394	100.0	100.8
令和2年度	土	地	526,000,219	39.3	100.0	7,874,784	39.8	100.3
	家	屋	664,709,387	49.6	102.4	9,655,024	48.9	102.3
	償却	資産	149,375,390	11.1	102.0	2,232,333	11.3	100.3
	合	計	1,340,084,996	100.0	101.4	19,762,141	100.0	101.2

※令和2年度は、令和2年5月末現在の計数、他の年度は年度末資料に基づく。



高知市民の木 センダン

## 土地に関する概要

	区 分		地	積	
				法定免税点未満	法定免税点以上
+	也 目	非課税地積	評価総地積	のもの(ロ)-(ニ)	のもの
		(m²)(≺)	(m²)(口)	(m²)(ハ)	(m²)(=)
田田	一般田	1,399,084	21,870,650	1,681,907	20,188,743
	介在田•市街化区域田	502,288	879,995	936	879,059
畑	一般畑	783,996	12,465,007	1,772,384	10,692,623
ДЩ	介在畑·市街化区域畑	91,738	1,638,615	15,201	1,623,414
	小規模住宅用地		17,389,610	337,664	17,051,946
宅	一般住宅用地		3,253,555	26,452	3,227,103
地	住宅用地以外の宅地		9,884,316	12,213	9,872,103
	計	2,723,922	30,527,481	376,329	30,151,152
	塩 田	90,946			
	池 沼	499,061	49,809	29,232	20,577
日	一般山林	10,984,833	117,056,529	14,368,726	102,687,803
林	介在山林				
	牧 場	134,602	45,000	2,335	42,665
	原 野	584,833	1,684,102	329,524	1,354,578
	ゴルフ場の用地		343,414	132	343,282
雑	遊園地等の用地				
種	鉄軌道用地(単体)	368	203,897	0	203,897
	鉄軌道用地(複合)		20,554	0	20,554
地	その他の雑種地	3,386,450	4,105,758	129,148	3,976,610
	計	3,386,818	4,673,623	129,280	4,544,343
	その他	50,906,740			
	合 計	72,088,861	190,890,811	18,705,854	172,184,957

令和2年5月末現在(平成31年度固定資産概要調書 総括表)

決	定価	格	課	税標準	額
	法定免税点未満	法定免税点以上		法定免税点未満	法定免税点以上
総額	のもの(ホ)-(ト)	のもの	総額	のもの(チ)-(ヌ)	のもの
(千円)(ホ)	(千円)(へ)	(千円)(ト)	(千円)(チ)	(千円)(リ)	(千円)(ヌ)
2,161,093	147,724	2,013,369	2,159,408	147,384	2,012,024
25,598,397	8,886	25,589,511	8,572,636	2,952	8,569,684
446,701	56,456	390,245	446,701	56,456	390,245
41,410,697	83,357	41,327,340	12,987,673	27,968	12,959,705
770,281,956	4,162,103	766,119,853	128,234,481	693,486	127,540,995
86,812,464	127,768	86,684,696	28,900,267	42,588	28,857,679
445,453,681	61,409	445,392,272	311,109,220	42,932	311,066,288
1,302,548,101	4,351,280	1,298,196,821	468,243,968	779,006	467,464,962
1,056	627	429	1,056	627	429
1,279,701	147,538	1,132,163	1,279,701	147,538	1,132,163
498	26	472	498	26	472
21,373	3,103	18,270	21,373	3,103	18,270
434,679	185	434,494	304,276	130	304,146
2,935,712	0	2,935,712	723,582	0	723,582
496,711	0	496,711	253,895	0	253,895
46,389,159	34,200	46,354,959	32,214,303	24,159	32,190,144
50,256,261	34,385	50,221,876	33,496,056	24,289	33,471,767
1,423,723,878	4,833,382	1,418,890,496	527,209,070	1,189,349	526,019,721

	区分		筆	数		単位当次	たり価格
	区分			法定免税点未満	法定免税点以上	平均価格	最高価格
坩	t e	非課税地筆数	評価総筆数	のもの(ヲ)-(カ)	のもの	(ホ)/(ロ)	(円/m²)
		(筆)(ル)	(筆)(ヲ)	(筆)(ワ)	(筆)(カ)	(円/m²)(ヨ)	(タ)
田	一般田	8,929	38,152	3,563	34,589	99	333
д	介在田·市街化区域田	4,061	2,306	27	2,279	29,089	102,200
畑	一般畑	3,686	31,693	5,010	26,683	36	125
ДЩ	介在畑·市街化区域畑	880	7,283	249	7,034	25,272	97,000
	小規模住宅用地		138,399	4,930	133,469	44,296	192,199
宅	一般住宅用地		41,506	789	40,717	26,682	155,400
地	住宅用地以外の宅地		37,169	371	36,798	45,067	209,699
	<del>==</del>	7,629	217,074	6,090	210,984	42,668	209,699
	塩 田	38				$\setminus$	
	池 沼	769	153	58	95	21	488
Щ	一般山林	3,406	59,824	11,426	48,398	11	1,000
林	介在山林						
	牧 場	14	34	5	29	11	35
	原 野	1,673	4,159	846	3,313	13	25,350
	ゴルフ場の用地		84	2	82	1,266	1,400
雑	遊園地等の用地						
種	鉄軌道用地(単体)	11	1,182	0	1,182	14,398	26,132
	鉄軌道用地(複合)	0	161	0	161	24,166	41,862
地	その他の雑種地	5,396	10,451	692	9,759	11,299	103,900
	計	5,407	11,878	694	11,184	10,753	103,900
	その他	149,384					
	合 計	185,876	372,556	27,968	344,588	7,458	

家屋に関する概要(非課税家屋を除く)

各年5月末現在 (単位:棟·㎡·%)

1			年	度	平成29年度	前年	平成30年度	前年	令和元年度	前年	令和2年度	前年
区分						対 比		対 比		対 比		対 比
	総 数	棟		数	99,321	100.0	99,377	100.1	99,517	100.1	99,408	99.9
		床	面	積	9,180,477	100.3	9,219,274	100.4	9,255,139	100.4	9,277,943	100.2
木	法定免税点	棟		数	5,748	98.4	5,663	98.5	5,583	98.6	5,510	98.7
造	未満のもの	床	面	積	232,620	98.3	228,600	98.3	224,428	98.2	221,807	98.8
	法定免税点	棟		数	93,573	100.0	93,714	100.2	93,934	100.2	93,898	100.0
	以上のもの	床	面	積	8,947,857	100.4	8,990,674	100.5	9,030,711	100.4	9,056,136	100.3
木	総数	棟		数	40,158	100.2	40,279	100.3	40,376	100.2	40,242	99.7
S.II	<b>心</b> 女人	床	面	積	10,754,902	100.3	10,806,179	100.5	10,811,075	100.0	10,853,545	100.4
造	法定免税点	棟		数	337	100.9	351	104.2	347	98.9	353	101.7
以	未満のもの	床	面	積	10,192	73.9	13,405	131.5	10,032	74.8	12,820	127.8
	法定免税点	棟		数	39,821	100.2	39,928	100.3	40,029	100.3	39,889	99.7
外	以上のもの	床	面	積	10,744,710	100.4	10,792,774	100.4	10,801,043	100.1	10,840,725	100.4
	総数	棟		数	139,479	100.0	139,656	100.1	139,893	100.2	139,650	99.8
	<b>小心 女</b> 父	床	面	積	19,935,379	100.3	20,025,453	100.5	20,066,214	100.2	20,131,488	100.3
計	法定免税点	棟		数	6,085	98.6	6,014	98.8	5,930	98.6	5,863	98.9
日	未満のもの	床	面	積	242,812	96.9	242,005	99.7	234,460	96.9	234,627	100.1
	法定免税点	棟		数	133,394	100.1	133,642	100.2	133,963	100.2	133,787	99.9
	以上のもの	床	面	積	19,692,567	100.4	19,783,448	100.5	19,831,754	100.2	19,896,861	100.3

(固定資産概要調書)

評価額(決定価格)

各年5月末現在(単位:円,決定価格は千円・%)

	年度		度	平成29年度	前 年	平成30年度	前 年	令和元年度	前 年	令和2年度	前 年				
区分	ì		_		_			十成29十度	対 比	平成30平度	対 比	节和几十度	対 比	77412千度	対 比
	決		定		価		格	178,924,424	103.1	179,059,252	100.1	185,477,285	103.6	191,508,689	103.3
木造	提	示	<u>\frac{1}{2}</u>	坟	J	価	額	_	_	_	-	_	_	_	-
Ų	単	位	当	た	り	価	格	19,490	102.8	19,422	99.7	20,040	103.2	20,641	103.0
木	決		定		価		格	466,259,437	101.5	459,735,780	98.6	466,355,496	101.4	474,436,637	101.7
造以	提	示	平	坎	J	価	額	_	_	_	-	_	_	_	-
外	単	位	当	た	ŋ	価	格	43,353	101.2	42,544	98.1	43,137	101.4	43,713	101.3
計	決		定		価		格	645,183,861	101.9	638,795,032	99.0	651,832,781	102.0	665,945,326	102.2
μl	単	位	当	た	り	価	格	32,364	101.6	31,899	98.6	32,484	101.8	33,080	101.8

(固定資産概要調書)



償却資産に関する概要 (決定価格) 各年5月末現在(単位:千円・%)

区分					法第389第	<b></b>	цто	7 . 1 . 2 =		<del>44.</del>	
年度	市長が価格 等を決定し たもの	前年対比	価格等を 決定し, 前年 対比		総務大臣が 価格等を 決定し, 配分した もの	前年対比	小 計 前年対比		숨 콹	前 年 対 比	
平成28年度	115,751,435	108.9	322,901	92.1	34,794,587	97.4	35,117,488	97.4	150,868,923	106.0	
平成29年度	122,206,067	105.6	299,507	92.8	34,192,077	98.3	34,491,584	98.2	156,697,651	103.9	
平成30年度	121,043,088	99.0	287,277	95.9	33,241,277	97.2	33,528,554	97.2	154,571,642	98.6	
令和元年度	118,884,182	98.2	732,910	255.1	33,153,842	99.7	33,886,752	101.1	152,770,934	98.8	
令和2年度	122,181,732	102.8	795,971	108.6	32,990,249	99.5	33,786,220	99.7	155,967,952	102.1	

(固定資産概要調書)

国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位:千円・%)

年	度	土 地	家 屋	償却資産	合 計	前年対比
平成	28年度	56,017	108,231	1,279	165,527	97.3
平成	29年度	54,193	108,667	1,072	163,932	99.0
平成	30年度	53,270	107,487	1,107	161,864	98.7
令和	元年度	52,542	107,437	1,006	160,985	99.5
令和	2年度	53,555	106,924	881	161,360	100.2

令和2年度は令和2年7月末の通知額,他の年度は年度末資料

固定資産税の閲覧及び縦覧の状況

(単位:件)

区分		閲	覧		綐	. 覧	
年度	土地	家 屋	償 却 産	合 計	土地	家 屋	合 計
平成28年度	1,101	781	82	1,964	25	12	37
平成29年度	1,030	713	77	1,820	11	9	20
平成30年度	1,071	731	98	1,900	21	12	33
令和元年度	995	705	95	1,795	11	7	18
令和2年度	818	579	92	1,489	7	3	10

評価審査の状況

(単位:件)

区分			評	価 審 3	査 の 状	況		
		申 出	件 数			修正	件 数	
年度	土 地	家 屋	償 却資 産	合 計	土地	家 屋	償 却資 産	合 計
平成28年度	1	6	0	7	0	2	0	2
平成29年度	1	0	0	1	0	0	0	0
平成30年度	22	13	0	35	3	3	0	6
令和元年度	5	0	0	5	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0

令和2年度については7月31日現在の状況 平成30年度の申出件数の増は評価替年度であるため。

### 10 軽自動車税

### (種別割)

登録台数の推移 各年度4月1日現在(単位:台・%)

		协機付自輔	云車		軽	自動車及	び小型	特殊自動	車		二輪		
区分	50 сс	50 cc ∼	90 cc ∼	114	事川	四輪車	四輪車	重貨物用	農耕	特殊作	の小型自	合計	前年対
年度	以下	90 cc	125 cc	軸車	罪 車	· 車 乗 用	営業用	自家用	用	業用	自動車		比
平成28年度	32,053	3,071	6,343	4,383	4	74,204	493	22,374	1,602	400	4,093	149,020	100.0
十,从20千度	(56)							(17)		(61)			
平成29年度	30,775	2,873	6,558	4,377	4	75,608	467	22,080	1,581	397	4,215	148,935	99.9
平成29年度	(53)	(1)						(17)		(59)			
平成30年度	29,568	2,718	6,665	4,353	4	76,823	482	21,850	1,549	402	4,304	148,718	99.9
平成30年度	(47)							(14)		(62)			
令和元年度	28,182	2,554	6,810	4,283	4	77,664	487	21,521	1,494	402	4,303	147,704	99.3
中和几千度	(52)							(15)		(69)			
令和2年度	27,034	2,469	6,955	4,372	5	78,628	511	21,583	1,749	428	4,342	148,076	100.3
7147年度	(59)							(14)		(70)			

<sup>()</sup>は電気自動車(内数)

#### 非課税及び課税免除台数

令和2年度(単位:台)

	原動機付自転車					軽自動	加車及び小	N型特殊 自	動車			二輪	
区 分	50 cc ≈		90 cc ∼	二輪	三輪	四輪車乗用		四輪車貨物用		農耕	特殊作	の小型	合
	以下	以下 90 cc	90 cc 125 cc		車	営業用	自家用	営業用	自家用	用	業用	自動車	計
非課税	246	38	69	37			144		312	36	9	72	963
減 免	297	7	18				1,458	2	227	1	1	3	2,014
合 計	543	45	87	37	-	-	1,602	2	539	37	10	75	2,977

#### 最終調定額の推移

(単位:件・円)

年 度	件 数	調定額	超過税額
平成27年度	145,874	808,335,600	130,240,900
平成28年度	145,926	920,717,700	84,997,500
平成29年度	145,845	951,149,300	76,091,300
平成30年度	145,651	976,234,400	68,889,700
令和元年度	145,565	997,712,900	61,411,400



高知市民の花 トサミズキ

#### 令和元年度 最終調定額の内訳

(単位:件・円・%)

TTI儿子及	区 分	件 数	調定額	構成比	税率	標準税率		超過税額
	50℃以下	27,654	55,308,000	5.54	2,000	2,000	0	0
原	50m以下(過年度)	2	4,000	0.00	2,000	2,000	0	0
自動転機	50 cc ∼90 cc	2,544	5,088,000	0.51	2,000	2,000	0	0
車付	90 cc ∼125 cc	6,791	16,298,400	1.63	2,400	2,400	0	0
	ミニカー	203	751,100	0.08	3,700	3,700	0	0
	二輪車	4,280	15,408,000	1.54	3,600	3,600	0	0
	三輪車(※6)	4	18,400	0.00	4,600	4,600	0	0
	四輪乗用営業用(※1)	0	0	0.00	1,800	1,800	0	0
	四輪乗用営業用(※2)	0	0	0.00	3,500	3,500	0	0
	四輪乗用営業用(※3)	0	0	0.00	5,200	5,200	0	0
	四輪乗用営業用(※4)	3	20,700	0.00	6,900	6,900	0	0
	四輪乗用営業用(※5)	6	39,600	0.00	6,600	5,500	1,100	6,600
	四輪乗用営業用(※6)	4	32,800	0.00	8,200	8,200	0	0
	四輪乗用自家用(※1)	1	2,700	0.00	2,700	2,700	0	0
	四輪乗用自家用(※2)	803	4,336,200	0.43	5,400	5,400	0	0
	四輪乗用自家用(※3)	2,208	17,884,800	1.79	8,100	8,100	0	0
市又	四輪乗用自家用(※4)	15,273	164,948,400	16.53	10,800	10,800	0	0
小自	四輪乗用自家用(※5)	40,150	345,290,000	34.61	8,600	7,200	1,400	56,210,000
型動	四輪乗用自家用(※6)	17,710	228,459,000	22.90	12,900	12,900	0	0
小型特殊自動軽及び	四輪貨物営業用(※1)	0	0	0.00	1,000	1,000	0	0
自び	四輪貨物営業用(※2)	0	0	0.00	1,900	1,900	0	0
動車	四輪貨物営業用(※3)	25	72,500	0.01	2,900	2,900	0	0
平	四輪貨物営業用(※4)	105	399,000	0.04	3,800	3,800	0	0
	四輪貨物営業用(※5)	208	748,800	0.08	3,600	3,000	600	124,800
	四輪貨物営業用(※6)	148	666,000	0.07	4,500	4,500	0	0
	四輪貨物自家用(※1)	0	0	0.00	1,300	1,300	0	0
	四輪貨物自家用(※2)	0	0	0.00	2,500	2,500	0	0
	四輪貨物自家用(※3)	474	1,801,200	0.18	3,800	3,800	0	0
	四輪貨物自家用(※4)	4,193	20,965,000	2.10	5,000	5,000	0	0
	四輪貨物自家用(※5)	8,574	41,155,200	4.13	4,800	4,000	800	6,859,200
	四輪貨物自家用(※6)	8,028	48,168,000	4.83	6,000	6,000	0	0
	農耕用	1,491	1,789,200	0.18	1,200	2,400	-1,200	-1,789,200
	特殊作業用	401	2,365,900	0.24	5,900	5,900	0	0
	二輪小型自動車	4,282	25,692,000	2.58	6,000	6,000	0	0
二輪小型	型自動車(過年度·旧税率)			0.00	4,800	4,000	800	0
	合 計	145,565	997,712,900	100.00				61,411,400

※1…自動車検査証の初度検査年月が平成30年4月から平成31年3月までの車両であって、法に定める燃費基準を満たす、税率75%減額適用車両 ※2…自動車検査証の初度検査年月が平成30年4月から平成31年3月までの車両であって、法に定める燃費基準を満たす、税率50%減額適用車両

※3…自動車検査証の初度検査年月が平成30年4月から平成31年3月までの車両であって、法に定める燃費基準を満たす、税率25%減額適用車両

※4…自動車検査証の初度検査年月が平成27年4月以降の車両であって、※1から※3までに該当しない車両

※5…自動車検査証の初度検査年月が平成18年4月から平成27年3月までの車両

※6…自動車検査証の初度検査年月が平成18年3月以前の車両

### (環境性能割)

(単位:件・円)

	•/	
年 度	件 数	調定額
令和元年度	524	8,866,200

### 11 市たばこ税

(単位:千本・%・税率は千本あたりの金額)

区分				調定額					
	紙巻たば	こ3級品外	紙巻たは	ばこ3級品	合計		HAI AC BA		
年度	本数	税率(円)	本数	税率(円)	本数	前年比	税額(千円)	前年比	
平成27年度	470,354	5,262	36,842	2,495	507,196	98.7	2,566,926	98.6	
平成28年度	461,482	5,262	35,399	2,925	496,881	98.0	2,530,574	98.6	
平成29年度	434,107	5,262	29,154	3,355	463,261	93.2	2,381,048	94.1	
平成30年度	408,679	5,262/5,692	23,033	4,000	431,712	93.2	2,317,097	97.3	
令和元年度	398,939	5,692	11,618	4,000/5,692	410,557	95.1	2,317,552	100.0	

- \*平成28, 29, 30, 令和元年度の調定額は「手持品課税」分を含む。
- \*3級品外の税率変更 平成25年4月申告分から4,618円→5,262円/平成30年10月申告分から5,262円→5,692円 \*3級品の税率変更 平成25年4月申告分から2,190円→2,495円/平成28年4月申告分から2,495円→2,925円 平成29年4月申告分から2,925円→3,355円/平成30年4月申告分から3,355円→4,000円 令和元年10月申告分から4,000円→5,692円
- \*新たに加熱式たばこの区分を創設し、紙巻たばこの本数への換算は「重量」と「価格」を基にした課税方式による換算を毎年1/5ずつ増やし、5年間かけて段階的に移行。(平成30年10月~)

### 12 鉱 産 税

(単位:トン・千円)

区分	生産量		課	税標準額			調定額
年度		月産200万円以下	税率	月産200万円超	税率	計	1,70
平成27年度	2,461,754	4,072	0.007	367,984	0.01	372,056	3,707
平成28年度	2,543,158	10,178	0.007	378,284	0.01	388,462	3,853
平成29年度	2,854,082	8,459	0.007	425,462	0.01	433,921	4,313
平成30年度	2,722,173	8,447	0.007	405,679	0.01	414,126	4,115
令和元年度	2,762,649	13,943	0.007	406,687	0.01	420,630	4,163

# 13 目 的 税 [入湯税]

(単位:人・千円・税率は1人1日の金額)

年度 区分	特別徴収 義務者数	入湯客数	税率(円)	調定額
平成27年度	4	79,092	150	11,864
平成28年度	4	81,197	150	12,180
平成29年度	5	90,483	150	13,572
平成30年度	5	119,123	150	17,868
令和元年度	5	117,824	150	17,674

<sup>※</sup>平成10年1月1日課税開始

#### 〔事業所税〕

課税標準 (単位:人·㎡·%·千円)

区分	•	資 産 割			従業者割	
年度	納税 義務者数	課税標準となる 床面積	前年比	納税 義務者数	課税標準となる 従業者給与	前年比
平成27年月	隻 478	1,584,130	101.5	65	48,057,055	104.8
平成28年月	隻 477	1,601,454	101.1	72	49,270,473	102.5
平成29年月	隻 479	1,599,180	99.9	71	49,182,680	99.8
平成30年月	隻 484	1,604,961	100.4	68	54,286,077	110.4
令和元年月	隻 487	1,629,817	101.5	74	52,191,524	96.1

課税状況 (単位:千円・%・人)

区分	資 産	割	従 業 者	割	合 計	•	実人員
年度 🔪	現年課税分	前年比	現年課税分	前年比	現年課税分	前年比	大八只
平成27年度	949,744	101.4	120,142	104.8	1,069,886	101.8	486
平成28年度	960,847	101.2	123,176	102.5	1,084,023	101.3	488
平成29年度	959,484	99.9	122,956	99.8	1,082,440	99.9	491
平成30年度	958,520	99.9	135,714	110.4	1,094,234	101.1	495
令和元年度	977,866	102.0	130,478	96.1	1,108,344	101.3	499

(税率は, 資産割 6百円/m<sup>2</sup>, 従業者割 0.25%)

# 【徴収】

## 14 徴収実績

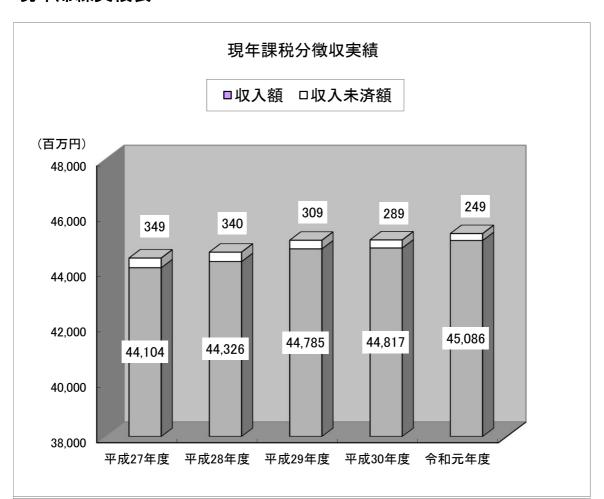
令和元年度 (単位:千円)

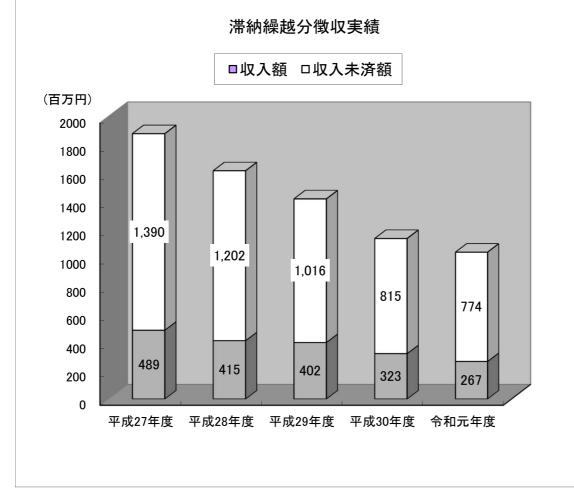
11 4 11 7	1年度							<u>'</u>	(単位:十円)
区	$\triangle$		調定	済 額			収 入	済 額	
	分	現年課税	滞納繰越	合 計	超過税額 (現年課税分)	現年課税	滞納繰越	合 計	超過税額 (現年課税分)
市	民 税	21,193,702	411,280	21,604,982	802,438	21,077,739	135,336	21,213,075	799,228
個	人市民税	16,970,556	385,405	17,355,961		16,872,525	125,324	16,997,849	
	均等割	563,940	12,807	576,747		560,682	4,165	564,847	
	所得割	16,406,616	372,598	16,779,214		16,311,843	121,159	16,433,002	
	(退職)	134,282		134,282		134,282		134,282	
法	人市民税	4,223,146	25,875	4,249,021	802,438	4,205,214	10,012	4,215,226	799,228
	均等割	1,080,344	6,619	1,086,963	180,417	1,075,757	2,561	1,078,318	179,695
	法人税割	3,142,802	19,256	3,162,058	622,021	3,129,457	7,451	3,136,908	619,533
固定	<b>三資産税</b>	19,681,379	629,906	20,311,285	1,307,866	19,571,652	110,512	19,682,164	1,300,018
;	純 固 定	19,520,394	629,906	20,150,300	1,307,866	19,410,667	110,512	19,521,179	1,300,018
	土地	7,854,542	253,459	8,108,001	526,254	7,810,390	44,467	7,854,857	523,096
	家 屋	9,440,714	304,644	9,745,358	632,528	9,387,647	53,447	9,441,094	628,733
	償却資産	2,225,138	71,803	2,296,941	149,084	2,212,630	12,598	2,225,228	148,189
3	で付金	160,985		160,985		160,985		160,985	
軽自	動車税	1,006,579	50,997	1,057,576	61,411	989,202	21,258	1,010,460	60,367
利	重別割	997,713	50,997	1,048,710	61,411	980,336	21,258	1,001,594	60,367
環	境性能割	8,866		8,866		8,866		8,866	
市力	とばこ税	2,317,552		2,317,552		2,317,552		2,317,552	
鉱	産 税	4,163		4,163		4,163		4,163	
入	湯税	17,674		17,674		17,674		17,674	
事	業所税	1,108,344	5,411	1,113,755		1,107,601		1,107,601	
	合計	45,329,393	1,097,594	46,426,987	2,171,715	45,085,583	267,106	45,352,689	2,159,613

平成30年度 (単位:千円)

1 ///	0千度		⇒m	ماس ماس					(半位・1円)
区	分		調定	済 額	tar / 디 소// 속록		収 入	済 額	구파 기디 소)/ 속로
	),	現年課税	滞納繰越	合 計	超過税額 (現年課税分)	現年課税	滞納繰越	合 計	超過税額 (現年課税分)
市	民 税	21,165,440	453,738	21,619,178	796,179	21,020,508	149,441	21,169,949	794,587
個	人市民税	16,974,485	413,117	17,387,602		16,838,191	138,215	16,976,406	
	均等割	560,637	13,645	574,282		556,136	4,565	560,701	
	所得割	16,413,848	399,472	16,813,320		16,282,055	133,650	16,415,705	
	(退職)	136,364		136,364		136,364		136,364	
法	人市民税	4,190,955	40,621	4,231,576	796,179	4,182,317	11,226	4,193,543	794,587
	均等割	1,075,609	10,425	1,086,034	179,627	1,073,392	2,881	1,076,273	179,268
	法人税割	3,115,346	30,196	3,145,542	616,552	3,108,925	8,345	3,117,270	615,319
固定	<b>三資産税</b>	19,522,011	807,743	20,329,754	1,297,130	19,414,940	158,331	19,573,271	1,289,347
糸	屯 固 定	19,360,147	807,743	20,167,890	1,297,130	19,253,076	158,331	19,411,407	1,289,347
	土地	7,878,479	328,705	8,207,184	527,858	7,834,907	64,432	7,899,339	524,691
	家 屋	9,244,004	385,678	9,629,682	619,348	9,192,880	75,599	9,268,479	615,632
	償却資産	2,237,664	93,360	2,331,024	149,924	2,225,289	18,300	2,243,589	149,024
3	ど 付 金	161,864		161,864		161,864		161,864	
軽自	動車税	976,235	44,229	1,020,464	68,890	950,126	15,143	965,269	67,030
市力	とばこ税	2,317,097		2,317,097		2,317,097		2,317,097	
鉱	産 税	4,115		4,115		4,115		4,115	
入	湯 税	17,868		17,868		17,868		17,868	
事	業所税	1,094,234	12,874	1,107,108		1,092,615	17	1,092,632	
	合計	45,097,000	1,318,584	46,415,584	2,162,199	44,817,269	322,932	45,140,201	2,150,964

### 現年滞繰実績表





# 15 市税の納期と納付率

(単位:%)

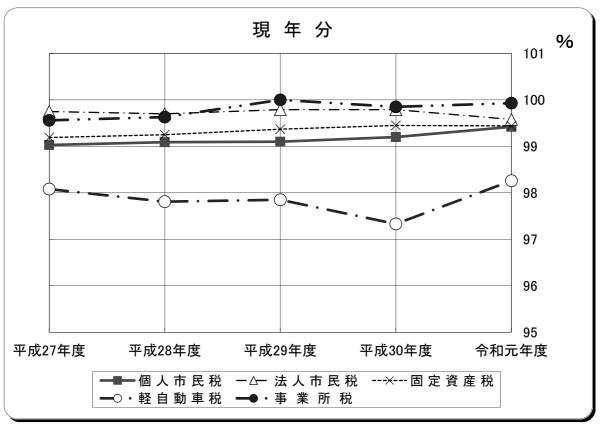
税目	納期限(	令和元年度)	斜	り 期	内納付率			最終納付率				
1九 日	州 朔 队(	771几十度/	27年	28年	29年	30年	元年	27年	28年	29年	30年	元年
	第1期	7月1日	75.3	76.3	78.0	77.8	77.4	97.6	97.8	97.9	98.1	98.4
市民税	第2期	9月2日	78.2	79.4	81.0	81.6	80.9	96.9	97.3	97.3	97.6	98.0
(普通徴収)	第3期	10月31日	75.8	78.0	79.9	80.5	80.1	96.1	96.6	96.6	96.8	97.3
	第4期	12月27日	78.8	81.0	81.7	81.6	82.8	94.4	95.5	95.3	95.6	96.2
	第1期	5月7日	77.2	78.8	80.2	79.9	79.8	99.4	99.4	99.5	99.6	99.6
   固定資産税	第2期	7月31日	85.3	86.0	87.6	88.4	88.6	99.3	99.3	99.5	99.5	99.5
回足貝座恍	第3期	9月30日	84.2	85.9	87.2	87.2	87.7	99.1	99.2	99.3	99.4	99.4
	第4期	12月2日	84.8	86.0	87.1	87.9	88.4	99.0	99.1	99.2	99.3	99.3
軽自動車税	全 期	5月31日	75.7	72.5	75.7	76.4	79.8	98.1	97.8	97.8	97.3	98.3

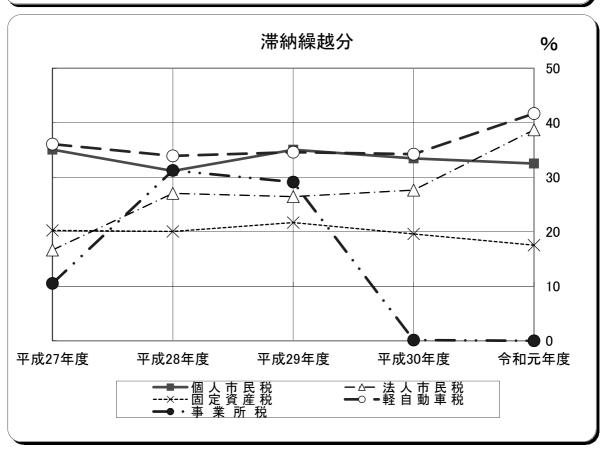
# 16 徴収率

(単位:%)

区分	平成2	7年度	平成2	8年度	平成2	9年度	平成3	0年度	令和テ	元年度
区 万	徴収率	前年比	徴収率	前年比	徴収率	前年比	徴収率	前年比	徴収率	前年比
個人市民税	99.03	0.14	99.09	0.06	99.10	0.01	99.20	0.10	99.42	0.22
普 通 徴 収	95.86	0.38	96.11	0.25	96.04	-0.07	96.41	0.37	97.30	0.89
特 別 徴 収	99.90	0.04	99.94	0.04	99.95	0.01	99.97	0.02	99.98	0.01
法人市民税	99.75	0.07	99.70	-0.05	99.79	0.09	99.79	0.00	99.58	-0.21
固定資産税	99.19	0.24	99.25	0.06	99.37	0.12	99.45	0.08	99.44	-0.01
軽自動車税	98.08	0.22	97.81	-0.27	97.85	0.04	97.33	-0.52	98.26	0.93
市たばこ税	100.00	0.00	100.00	0.00	100.00	0.00	100.00	0.00	100.00	0.00
鉱 産 税	100.00	0.00	100.00	0.00	100.00	0.00	100.00	0.00	100.00	0.00
特別土地保有税	_	_	-	-	-	-	_	_	-	-
入 湯 税	100.00	0.00	99.98	-0.02	100.00	0.02	100.00	0.00	100.00	0.00
事業所税	99.56	-0.22	99.63	0.07	100.00	0.37	99.85	-0.15	99.93	0.08
現年度分計	99.23	0.16	99.26	0.03	99.33	0.07	99.38	0.05	99.46	0.08
滞納繰越分計	24.68	0.45	23.99	-0.69	26.30	2.31	24.49	-1.81	24.34	-0.15
個人市民税	35.07	0.21	31.16	-3.91	35.05	3.89	33.46	-1.59	32.52	-0.94
法人市民税	16.65	-3.55	27.05	10.40	26.45	-0.60	27.64	1.19	38.70	11.06
固定資産税	20.25	0.63	20.06	-0.19	21.69	1.63	19.60	-2.09	17.54	-2.06
軽自動車税	36.08	2.39	33.92	-2.16	34.60	0.68	34.24	-0.36	41.69	7.45
特別土地保有税	_	_	_	-	-	-	_	_	-	-
入 湯 税	_	_	-	-	100.00	-	-	_	-	-
事業所税	10.53	-9.48	31.25	20.72	29.12	-2.13	0.13	-28.99	0.00	-0.13
合 計	96.05	0.87	96.45	0.40	96.94	0.49	97.25	0.31	97.69	0.44

# 税目別徴収率の推移





## 17 督促状等発付状況

令和元年度 (現年度分)

(単位:件・%)

区分	調定件数		状	期別催告		収入未済分 (翌年度繰越分)		
		発付件数	発付率	発付件数	発付率	件数	繰越率	
市 民 税	394,493	35,239	8.9	19,209	4.9	7,286	1.8	
個人市民税	381,777	34,732	9.1	19,209	5.0	7,181	1.9	
普 通 徴 収	158,051	30,846	19.5	19,209	12.2	6,700	4.2	
第 1 期	42,079	8,620	20.5	5,296	12.6	1,208	2.9	
第 2 期	37,047	7,372	19.9	4,780	12.9	1,370	3.7	
第 3 期	37,322	7,309	19.6	4,867	13.0	1,714	4.6	
第 4 期	39,000	7,545	19.3	4,266	10.9	2,287	5.9	
過年度	2,603	0	0.0	0	0.0	121	4.6	
特別徴収	223,726	3,886	1.7	0	0.0	481	0.2	
法人市民税	12,716	507	4.0	0	0.0	105	0.8	
固定資産税	480,563	44,856	9.3	22,624	4.7	5,377	1.1	
第 1 期	120,211	14,555	12.1	7,122	5.9	1,090	0.9	
第 2 期	119,827	9,757	8.1	5,344	4.5	1,269	1.1	
第 3 期	119,821	10,746	9.0	5,556	4.6	1,412	1.2	
第 4 期	119,813	9,798	8.2	4,602	3.8	1,560	1.3	
随時	694	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
過年度	197	0	0.0	0	0.0	46	23.4	
軽自動車税	145,565	18,248	12.5	12,676	8.7	2,747	1.9	
市たばこ税	193	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
鉱 産 税	30	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
入 湯 税	60	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
事 業 所 税	499	6	1.2	0	0.0	1	0.2	
合 計	1,021,403	98,349	9.6	54,509	5.3	15,411	1.5	

発付状況の推移 (単位:件・%)

区	分	調定件数	督 促	状	期別催告	古書	収入未》 (翌年度繰	
			発付件数	発付率	発付件数	発付率	件数	繰越率
	個人市民税	372,265	50,601	13.6	20,477	5.3	9,639	2.6
	法人市民税	12,213	486	4.0	_	_	176	1.4
平成27年度	固定資産税	476,935	46,565	9.8	24,813	5.2	6,299	1.3
	軽自動車税	145,874	21,629	14.8	14,869	10.2	3,343	2.3
	事業所税	486	12	2.5	0	0.0	6	1.2
	個人市民税	377,193	38,237	10.1	21,166	5.6	8,948	2.4
	法人市民税	12,498	478	3.8	_	_	158	1.3
平成28年度	固定資産税	477,821	45,600	9.5	23,825	5.0	6,005	1.3
	軽自動車税	145,926	22,225	15.2	14,422	9.9	3,426	2.3
	事業所税	488	10	2.0	0	0.0	4	0.8
	個人市民税	377,488	36,416	9.6	20,869	5.5	8,843	2.3
	法人市民税	12,515	452	3.6	_	_	123	1.0
平成29年度	固定資産税	479,227	43,939	9.2	23,397	4.9	5,969	1.2
	軽自動車税	145,845	20,907	14.3	14,061	9.6	3,259	2.2
	事業所税	491	13	2.6	0	0.0	0	0.0
	個人市民税	380,401	36,063	9.5	20,509	5.4	8,691	2.3
	法人市民税	12,681	410	3.2	Ι	_	109	0.9
平成30年度	固定資産税	479,911	42,042	8.8	22,812	4.8	5,853	1.2
	軽自動車税	145,651	20,059	13.8	13,663	9.4	4,249	2.9
	事業所税	495	12	2.4	0	0.0	2	0.4
	個人市民税	381,777	34,732	9.1	19,209	5.0	7,181	1.9
	法人市民税	12,716	507	4.0	-	-	105	0.8
令和元年度	固定資産税	480,563	44,856	9.3	22,624	4.7	5,377	1.1
	軽自動車税	145,565	18,248	12.5	12,676	8.7	2,747	1.9
	事業所税	499	6	1.2	0	0.0	1	0.2

# 18 委託証券処理状況

(単位:件・千円)

区分	平成	27年度	平成28年度		平成	29年度	平成	₹30年度	令和元年度		
	件数	金 額	件 数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
再 委 託	165	34,901	166	61,666	143	35,534	129	28,481	106	27,019	
委託取消	17	11,065	8	38,707	17	10,596	5	800	6	7,315	
不 渡 額	1	35	0	0	1	250	0	0	1	7	
支払期日未到来	7	1,087	2	253	4	1,421	12	8,307	8	1,229	
納付済額	140	22,714	156	22,706	121	23,267	112	19,374	91	18,468	

### 19 滞納処分の状況

**〔差押・解除〕** (単位:件・千円)

	1	1,7.5	平成	过27年度	平成	₹28年度	平成	过29年度	平成	30年度	令和	元年度
区	7	J	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
電話加入	按	差押	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
电前加入	八作	解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動	産	差押	72	377,992	56	168,231	51	104,592	29	56,460	39	26,883
	生	解除	173	126,186	156	103,448	124	247,129	122	71,053	111	43,965
<b>債</b> 相	潅	差押	2,055	704,380	1,400	567,565	1,472	1,733,682	1,350	430,762	2,010	411,217
1 1 1 1	惟	解除	2,060	294,214	1,647	304,455	1,416	322,010	1,298	369,527	2,021	305,568
動	産	差押	3	28,366	305	62,325	45	42,639	43	19,726	29	7,718
野刀 ):	生	解除	8	9,008	31	1,371	44	3,227	23	2,850	44	7,533
合 🏗	計	差押	2,130	1,110,738	1,761	798,121	1,568	1,880,913	1,422	506,948	2,078	445,818
	31	解除	2,241	429,408	1,834	409,274	1,584	572,366	1,443	443,430	2,176	357,066

[公 売] (単位:件・千円)

区	٠ ب	平成27年度		平成28年度		平成	29年度	平成	30年度	令和元年度		
	)J	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
不動	産	11	119,020	7	31,491	9	71,652	5	15,146	8	36,265	
動	産	4	3,388	130	3,718	10	2,409	17	1,945	5	1,198	

[交付要求] (単位:件·千円)

区	<b>4</b>	平成27年度		平成28年度		平成	29年度	平成	30年度	令和元年度	
	),j	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
交付要求	要求	145	153,266	115	33,802	123	86,640	5	29,147	122	30,387
文的安尔	解除	89	17,129	146	6,057	90	19,902	17	12,685	106	4,980

## 20 停止•欠損

令和元年度 停止 · 欠損状況

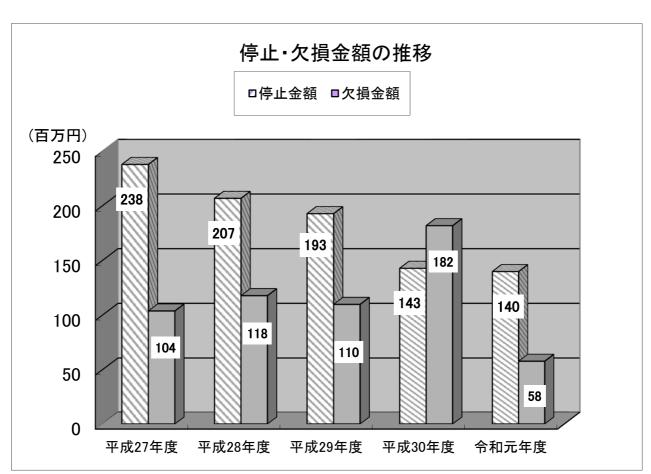
(単位:件・千円)

	区分	個人市	個人市民税		法人市民税		固定資産税		功車税	事業所税	
	区刀	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金 額
冶	現年度分	117	1,755	12	1,937	296	3,346	64	337	0	0
停止	滞納繰越分	1,160	63,806	50	3,450	1,680	62,124	490	2,568	3	1,140
1114	合 計	1,277	65,561	62	5,387	1,976	65,470	554	2,905	3	1,140
h	現年度分	9	97	1	26	22	664	6	42	0	0
欠損	滞納繰越分	1,127	27,023	33	2,179	1,439	24,305	694	3,011	1	407
1月	合 計	1,136	27,120	34	2,205	1,461	24,969	700	3,053	1	407

停止・欠損の推移

(単位:件・千円)

	区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	区刀	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
冶	現年度分	837	7,545	645	6,611	416	3,354	197	13,265	489	7,375	
停止	滞納繰越分	9,587	230,890	8,663	200,464	6,313	189,669	3,852	129,340	3,383	133,088	
444	合 計	10,424	238,435	9,308	207,075	6,729	193,023	4,049	142,605	3,872	140,463	
<i>h</i>	現年度分	9	92	63	3,117	62	507	34	918	38	829	
欠   損	滞納繰越分	4,830	104,077	4,814	115,075	5,687	109,925	5,085	181,024	3,294	56,925	
7月	合 計	4,839	104,169	4,877	118,192	5,749	110,432	5,119	181,942	3,332	57,754	



## 【納付】

### 21 口座振替・コンビニエンスストアによる納付

#### <口座振替>

#### 概要

対 象 税 目	固定資産税,軽自動車税(種別割),市県民税(普通徴収分)
取扱金融機関等	高知市指定金融機関(四国銀行) 高知市指定代理金融機関(高知市農業協同組合) 高知市収納代理金融機関 国内のゆうちょ銀行
振替日	納期限の日(各納期の最終日)
振替納付の方法	前納・期別 ※平成17年度より前納報奨金制度廃止
納付済通知書	毎年1回, 納税義務者に送付(軽自動車税は6月・固定資産税は12月・市県民税は翌年1月)
振替不能の場合	未納となった納期分の納付書を振替日の4営業日後に送付 (前納の場合は, 当年度を期別納付に変更)

#### 口座振替による納付状況の推移

(単位:件•千円•%)

区	分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	件数	30,839	31,291	31,095	30,674	30,925
市県民税	税額	1,482,641	1,552,602	1,608,617	1,659,139	1,562,417
	加入率	38.5	40.2	33.6	21.7	21.7
	件数	161,832	164,541	166,971	168,512	169,815
固定資産税	税額	6,170,409	6,498,082	6,727,695	6,757,613	6,838,768
	加入率	36.3	37.2	35.7	35.5	35.9
拉力到丰兴	件数	15,331	15,500	15,584	15,645	15,624
軽自動車税 (種別割)	税額	81,255	93,039	96,943	99,924	102,062
(4至277日4)	加入率	9.9	10.0	10.4	10.5	10.5
合 計	件数	208,002	211,332	213,650	214,831	216,364
	税額	7,734,305	8,143,723	8,433,255	8,516,676	8,503,247

#### <コンビニエンスストア>

### 概要

対 象 税 目	軽自動車税(令和元年度~) ※当初処理のみ
取 扱 日	納期限の日まで

### コンビニエンスストアによる納付状況の推移

(単位:件・千円・%)

区分	•	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
数点割字数	件 数	_	_	_	_	42,008
軽自動車税 (種別割)	税額	_	_	_	_	293,863
(4至27.1日1)	利用率	_	_	_	-	28.8

## 22 市税還付金

(歳 出) (単位:件・千円)

区分	平成	27年度	平成	28年度	平成	29年度	平成	30年度	令和元年度	
<u></u> Б Л	件 数	金 額	件数	金 額	件 数	金額	件 数	金額	件 数	金 額
市県民税	4,894	64,477	5,652	60,747	6,471	68,134	5,977	78,690	6,404	73,854
法人市民税	627	113,381	639	73,051	684	122,203	740	100,106	741	96,228
固定資産税	260	5,592	325	8,620	372	10,145	181	4,763	253	8,911
軽自動車税	38	138	97	494	66	269	47	249	37	225
市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所税	11	880	9	3,088	3	1,079	5	415	5	1,767
償還金	18	12,241	23	10,352	25	11,692	23	8,136	16	3,714
合 計	5,848	196,709	6,745	156,352	7,621	213,522	6,973	192,359	7,456	184,699

<sup>※</sup> 償還金は、平成4年度施行の高知市固定資産税過誤納金償還金支払要綱等、各要綱の規定による。

(単位:件・千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
区分	金額	金額	金 額	金 額	金額		
督促手数料	35	35	37	30	29		
延滞金	84	848	183	134	231		
還付加算金	2,175	1,756	1,906	1,231	1,353		
合 計	2,294	2,639	2,126	1,395	1,613		

(戻 出)			(単位:件・千円)
	 	 	$\wedge \prec \rightarrow \vdash \vdash$

区分	平成	27年度	平成	28年度	平成	29年度	平成	30年度	令和元年度	
区 刀	件数	金額	件数	金額	件 数	金 額	件数	金額	件 数	金 額
市県民税	6,482	48,839	5,320	45,952	3,789	43,700	5,318	45,528	5,385	51,044
法人市民税	433	34,340	516	54,286	499	34,439	527	54,909	512	502,303
固定資産税	676	9,314	675	15,140	782	16,619	733	12,073	712	12,815
軽自動車税	199	1,109	205	1,300	196	1,292	158	1,033	139	873
市たばこ税	1	4	4	4	3	5	5	47	0	0
鉱産税	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
入湯税	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0
事業所税	25	5,166	17	2,915	12	1,949	7	1,215	20	6,733
合 計	7,817	98,772	6,737	119,597	5,281	98,004	6,749	114,808	6,769	573,768

<sup>※</sup> 件数は、1期分の納付すべき税額を還付した場合に1件として集計

(単位:件・千円)

					(井
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区 刀	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
督促手数料	83	89	91	86	91
延滞金	503	360	1,091	509	1,362
合 計	586	449	1,182	595	1,453

<sup>※</sup> 件数は、下表の督促手数料、延滞金、還付加算金の件数を含む。

<sup>※</sup> 件数は,下表の督促手数料,延滞金,還付加算金の件数を含む。

### 23 税務証明

平成13年7月から中央窓口センターが事務を所管 平成18年4月から本庁管内分については税務管理課が事務を所管 平成28年4月から本庁管内分については資産税課が事務を所管

税務に関する閲覧証明の推移

(単位:件・%・円)

	/ 9//9/		1 H /								(+ ±• 1	0 11/
			台帳写し	・閲覧等	É		証明					
区分		件	数			34 F		件	数			
年度	有 料	無料	計	前年 対比	金 額	金 額 前年 対比		無料	計	前年 対比	金 額	前年 対比
平成27年度	2,817	19	2,836	117.2	1,126,800	116.5	76,233	1,334	77,567	100.9	30,493,200	101.3
平成28年度	2,758	3	2,761	97.4	1,103,200	97.9	75,975	1,330	77,305	99.7	30,390,000	99.7
平成29年度	3,040	28	3,068	111.1	1,216,000	110.2	74,225	1,269	75,494	97.7	29,690,000	97.7
平成30年度	2,715	17	2,732	89.0	1,086,000	89.3	64,047	1,231	65,278	86.5	25,618,800	86.3
令和元年度	2,616	34	2,650	97.0	1,046,400	96.4	57,043	1,028	58,071	89.0	22,817,200	89.1

※件数及び金額は、窓口センター所管分を含む。

問暫証明毛数料

(1件につき)

別見記	正明 十		(1件につき)
	年 度	閲覧	証明
昭和	151年 ~ 昭和58年	100円	150円
昭和	159年 ~ 平成4年	200円	200円
平成	5年 ~ 平成8年	200円	300円
平成	9年 ~ 平成21年	300円	350円
平成	21年 ~	400円	400円
	閲覧	公簿・図書 1回・1冊につき 1件	
備	収入·所得証明 課 税 証 明 納 税 証 明	(1件の取扱い)       1 納税義務者       1 年     度       1 税     目	
考	固定資産評価証明固定資産公課証明	1 納税義務者 } = 1件	地・・・3筆ごと 屋・・・1家屋番号(未登記を含む。) 卸資産・・・1事務所

# 【庶 務】

### 24 税務職員

令和2年4月1日現在

<u></u> £	税務機構及び職員数 (単位:人)												
	区分	税務長	課長・	課長 補佐• 室長	係長• 主幹	副 主幹	主任	主査	主査補	主事	再任用 職員	計	平均 勤続 年数
	税務3課	1	4	4	11	1	23	17	22	43	1	127	13
	税務管理課		2	2	4		9	4	7	13		41	14
	税務企画係				1		3		3	4			13
	第一納税係				1		2	1	1	3			10
	第二納税係				1		1	1		5			9
	滞納整理係				1		3	2	1	1			19
	債権管理室								2				4
	市民税課		1	1	3		9	5	7	15		41	12
	第一市民税係				1		2	1	3	7		14	10
	第二市民税係				1		4		4	6		15	9
	第三市民税係				1		3	4		2		10	15
	資産税課		1	1	4	1	5	8	8	15	1	44	12
	土地係				1	1	3	4	4	5		18	11
	家屋係				1		1	2	4	7	1	16	9
	償却資産係				1			2		1		4	17
	税務証明係				1		1			2		4	16
	固定資産評価 審査委員会						書記 1					1	-

<sup>※</sup> 固定資産評価審査委員会の書記は税務管理課主任を併任

税務職員経験年数別人数(税務長を除く)

(単位:人)

		<u> ダメ クリノハ</u>	<u> </u>	分以と	ケスト								( <del>+</del> 1	$L \cdot J \setminus J$
区分	1年未満		未満1年以上3年未満		3年以上 5年未満		5年以上 8年未満		8年以上 10年未満		10年以上		平均年数(年)	
. , , ,	経験	在課	経験	在課	経験	在課	経験	在課	経験	在課	経験	在課	経験	在課
税務管理課	5	7	15	18	7	11	6	5	2	0	6	0	5	2
市民税課	7	9	13	12	6	10	6	6	5	4	4	0	4	3
資産税課	7	10	19	22	6	6	6	5	2	0	4	1	4	2
合 計	19	26	47	52	19	27	18	16	9	4	14	1	4	2

### 25 事務分掌

	(1)	税制に関すること。
	(2)	市税その他市税に係る徴収金,介護保険料その他介護保険料に係る徴収金及び保育料その他
		保育料に係る徴収金の収納及び滞納処分に関すること。
税	(3)	地方道路讓与稅讓与金, 地方揮発油讓与稅讓与金, 自動車重量讓与稅讓与金, 特別とん讓与
,, -		税譲与金,森林環境譲与税譲与金,利子割交付金,配当割交付金,株式等譲渡所得割交付
務		金, 地方消費税交付金, ゴルフ場利用税交付金, 特別地方消費税交付金, 自動車取得税交付
管		金, 環境性能割交付金, 国有資産等所在市町村交付金, 地方特例交付金及び法人事業税交
理		付金の収納金に関すること。
生	(4)	納税貯蓄組合に関すること。
課	(5)	債権の管理又は回収に係る指導又は助言に関すること。
	(6)	市民税課及び資産税課の財務に関すること。
	(7)	市民税課及び資産税課との調整並びに税務について他課の所管に属さない事項に関すること。
	(1)	個人市県民税に関すること。
	(2)	軽自動車税, 市たばこ税, 鉱産税, 入湯税, 事業所税及び法人市民税に関すること。
市	(3)	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に関すること。
民	(4)	地方道路讓与稅讓与金, 地方揮発油讓与稅讓与金, 自動車重量讓与稅讓与金, 森林環境讓与
税		税譲与金, 利子割交付金, 配当割交付金, 株式等譲渡所得割交付金, 地方消費税交付金, ゴ
課		ルフ場利用税交付金, 特別地方消費税交付金, 自動車取得税交付金, 環境性能割交付金, 地
		方特例交付金及び法人事業税交付金に関すること。
	(5)	自動車の臨時運行の許可に関すること。
資	(1)	固定資産税に関すること。
)   産	(2)	税務証明(軽自動車税に係るものを除く。)に関すること。
上 脱 脱	(3)	固定資産税に係る台帳の閲覧等に関すること。
御	(4)	国有資産等所在市町村交付金に関すること。

(高知市事務分掌規則第6条)

## 26 税務職員に対する諸手当

(令和2年4月1日現在)

種 別	支給を受けるものの範囲	支給の状況
税 務 手 当	規則で定める市税の徴収事務に従事した職員	日額500円以内

参考:平成16年度迄月額15,000円,平成17年度は支給凍結,平成18年度から日額支給となる。

(5) 特別土地保有税及び特別とん譲与税譲与金に関すること。

# 27 市税の徴収に要する経費等

(単位:千円・%・人)

(単位:千円· <sup>(</sup>												
			区		分		平 成 29	年 度 前年比	平 成 30	年 度	令 和 元	年 度
	税収	入	額	1.	市	<del></del> 税	45,187,306	101.0	45,140,201	前年比 99.9	45,352,689	前年比 100.5
				2.	個人県	具民税	11,166,803	101.9	11,290,715	101.1	11,298,027	100.1
				3.	合	計	56,354,109	101.2	56,430,916	100.1	56,650,716	100.4
	人	件	費	4.	基本	: 給	423,526	100.0	418,221	98.7	405,666	97.0
				5.	諸手	当	250,421	103.2	248,407	99.2	244,792	98.5
				イ	超過勤	動務手当	45,770	103.9	45,360	99.1	47,106	103.8
徴				ロ	税務特	寺別手当	2,542	97.0	2,477	97.4	2,397	96.8
				ハ	その他	也の手当	202,109	103.1	200,570	99.2	195,289	97.4
				6.	その	他	148,534	105.2	145,726	98.1	138,786	95.2
				7.	小	計	822,481	101.8	812,354	98.8	789,244	97.2
	需	用	費	8.	旅	費	417	142.3	277	66.4	150	54.2
税				9.	賃	金	22,084	100.9	20,901	94.6	21,199	101.4
				10.	その	他	91,635	98.9	87,186	95.1	85,118	97.6
				11.	小	計	114,136	99.4	108,364	94.9	106,467	98.2
	報	奨	金	12. 納	期前納付	けの報奨金	0	_	0	_	0	_
	及	び	۲	13. 納	税貯蓄組	l合助成金	0	_	0	_	0	_
費	れ	に	類	14.	その	他	556	93.9	545	98.0	549	100.7
	する	5 経	費	15.	小	計	556	93.9	545	98.0	549	100.7
				16.	その	他	46,857	39.2	15,787	33.7	116,130	735.6
				17.	合	計	984,030	94.4	937,050	95.2	1,012,390	108.0
県	具民税	徴	収		税義務者		478,671	101.1	481,082	100.5	484,942	100.8
耳	<b>放</b> 扱	3	費	19. 報	奨金の額 当する金	に 額	0	-	0	_	0	_
				20.	合	計	478,671	101.1	481,082	100.5	484,942	100.8
市利	党徴収に	カ•カ	る経費	21.	(17 -	20)	505,359	88.8	455,968	90.2	527,448	115.7
税	税収入額に対する 22. (17 / 3)			' 3)	1.7	-	1.7	_	1.8	_		
徘	数収税費	費の領	割合	23.	(21 /	1)	1.1	_	1.0	-	1.2	_
税	務暗	钱 」	員 数				133	-	136	_	132	-

### 28 市税外収入状況表

(単位:千円・%・人)

														(年1年・1	円・%・人)
区分	平成	27 年	度	平 成	28 年	度	平 成	29 年	度	平成	30 年	度	令 和	元 年	度
	予 算 額	収入額	前年比												
地方揮発油譲与税	230,000	241,783	106.4	210,000	230,057	95.2	210,000	227,445	98.9	200,000	228,227	100.3	208,000	202,212	88.6
地方道路譲与税	0	0	_	0	0	-	0	0	-	0	0	_	0	0	_
自動車重量譲与税	510,000	554,192	104.2	580,000	557,555	100.6	540,000	557,494	100.0	570,000	562,226	100.8	590,000	582,531	103.6
特別とん譲与税	7,000	5,879	106.6	5,000	5,654	96.2	5,000	4,419	78.2	3,500	6,786	153.6	5,000	5,600	82.5
森林環境譲与税	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	32,995	320,707	_
利子割交付金	110,000	155,859	121.7	130,000	128,708	82.6	80,000	160,488	124.7	130,000	148,090	92.3	170,000	75,083	50.7
配当割交付金	315,000	225,261	72.2	305,000	131,103	58.2	100,000	187,157	142.8	150,000	142,622	76.2	150,000	168,712	118.3
株式等譲渡所得割交付金	177,000	192,250	117.4	262,000	77,351	40.2	43,000	211,011	272.8	210,000	128,749	61.0	126,000	92,839	72.1
地方消費税交付金	6,450,000	6,664,445	166.1	7,100,000	6,042,532	90.7	5,730,000	6,397,802	105.9	6,400,000	6,516,842	101.9	6,380,000	6,244,401	95.8
ゴルフ場利用税交付金	12,000	10,846	95.6	12,000	10,467	96.5	11,000	11,104	106.1	10,000	10,292	92.7	9,000	10,702	104.0
環境性能割交付金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	35,000	19,987	_
特別地方消費税交付金	0	0	_	0	0	-	0	0	-	0	0	_	0	0	_
自動車取得税交付金	72,000	105,142	159.8	100,000	108,886	103.6	126,000	151,953	139.6	160,000	157,615	103.7	85,000	81,772	51.9
旧法による 自動車取得税交付金	0	0	_	0	0	-	0	0	-	0	0	_	0	0	_
地方特例交付金	147,000	148,570	100.4	154,000	152,694	102.8	164,000	162,714	106.6	189,000	185,628	114.1	235,000	225,021	121.2
子ども・子育て支援 臨時交付金	-	-	_	-	-	-	_	_	-	-	_	_	480,000	433,585	_
特別交付金	0	0	_	0	0	_	0	0	_	0	0	_	0	0	_
小 計	8,030,000	8,304,227	148.2	8,858,000	7,445,007	89.7	7,009,000	8,071,587	108.4	8,022,500	8,087,077	100.2	8,505,995	8,463,152	104.7
県民税取扱委託金	485,990	494,775	99.1	487,028	498,063	100.7	492,311	506,471	101.7	497,069	512,570	101.2	501,368	514,507	100.4
税務管理	465,990	468,720	100.1	467,028	473,615	101.0	472,311	478,671	101.1	477,069	481,082	100.5	481,368	484,942	100.8
市民税	0	0	_	0	0	-	0	0	-	0	0	_	0	0	_
前 納	0	0	_	0	0	-	0	0	-	0	0	_	0	0	_
還付	20,000	26,055	83.9	20,000	24,448	93.8	20,000	27,800	113.7	20,000	31,488	113.3	20,000	29,565	93.9
督促手数料	11,000	10,837	95.8	11,000	10,297	95.0	11,000	9,524	92.5	11,000	9,355	98.2	10,000	9,456	101.1
臨時運行手数料	680	818	117.2	703	805	98.4	738	743	92.3	762	683	91.9	752	693	101.5
延滞金及び加算金	100,100	161,596	103.6	100,100	133,887	82.9	100,100	154,091	115.1	100,000	140,991	91.5	130,000	85,048	60.3
弁 償 金	9	9	112.5	9	8	88.9	9	6	75.0	8	7	116.7	8	7	100.0
税務証明手数料	14,500	14,999	99.6	15,000	13,920	92.8	15,000	13,736	98.7	14,000	13,806	100.5	14,000	13,002	94.2
雑 入 金	2,655	1,746	187.1	2,655	2,638	151.1	2,655	1,591	60.3	2,784	1,267	79.6	2,810	653	51.5
小 計	128,944	190,005	103.2	129,467	161,555	85.0	129,502	179,691	111.2	128,554	166,109	92.4	157,570	108,859	65.5
合 計	8,644,934	8,989,007	142.9	9,474,495	8,104,625	90.2	7,630,813	8,757,749	108.1	8,648,123	8,765,756	100.1	9,164,933	9,086,518	103.7

※税務証明手数料は資産税課所管分

# 《資料》

### 1 電子計算機処理

#### 1 概要

昭和45年にバッチ処理でスタートした税務情報システムは、その後処理業務の追加や一部オンライン化等により、機能の強化や改善が随時行われたきた。しかしながら、開発規模及びコスト等の問題から当初はバッチ処理中心の運用形態に留まってきた。

このため、各業務間における連携は、主として紙出力の情報をもとに手作業で処理しており、この事態を改善するため、平成元年に税務情報システム全体のオンライン化に向けた計画を策定し、順次オンライン化を進めてきた。平成8年には、収納関連処理のオンライン化を終え、課税計算業務の開発を開始。

平成16年2月,固定資産評価支援システム用サーバを資産税課に新設。同年7月,市民税課,資産税課に既設のシステム兼ファイルサーバを撤廃,税務事務所内で一元化し,税務管理課に新設した。

なお、税務管理課の滞納整理システムについては、当初、クライアントサーバ方式を採用していたが、システムの老朽化に伴ない平成18年度にWeb方式による新システムの開発を行い、平成19年6月から本運用を開始している。その際、税務管理課に設置していたファイルサーバは情報政策課に移設となり、その後、全庁ファイルサーバと統合した。

また、一部徴収一元化に伴い、平成24年3月から介護保険料、同年10月より保育料を管理できるようシステム改修を行った。

平成13年7月, 税務証明業務を中央窓口センターに移管。平成18年4月, 税務管理課に税務証明係を新設し, 中央窓口センターに移管していた税務証明業務のうち本庁管内分を移管した。

平成28年4月, 税務証明業務を資産税課に移管し現在に至っている。

#### 2 端末機等設置状況

	寸以但小	. Du	7H → 14K		プリンタ			
課名	サーバ		端末機		ノリング			
H/K ~ H		富士通	その他	計	LBP	複合機	計	
税務管理課	4	58	0	58	11	2	13	
市民税課	1	73	0	73	10	1	11	
資産税課	1	62	0	62	7	3	10	
計	6	193	0	193	28	6	34	

(令和2年4月1日 現在)

#### 3 オンライン業務

シ	ステ	A	名		処 理 内 容	稼 動 年 月	
					税務証明業務	平成3年4月	
					総合宛名業務	平成5年4月	
					軽自動車税業務	平成5年4月	
					市県民税業務	平成10年10月	
					固定資産税業務	平成13年11月	
				賦課調定管理			
税	務	情	報	報		法人市民税・事業所税 特別土地保有税 その他税・調定表	平成7年4月
					市民税特徴	平成7年6月	
					国保料·固定資産税 市民税普徵·軽自動車税	平成8年4月	
				収納	業務		
					収納検索・収納管理 還付・充当・口座振替管理 税務統計	平成7年4月	
市税	1・国保	納税	管理	市税•	国保の滞納整理業務	平成8年4月	

#### 4 運用システム概要

業務名	バッチ処理内容	バッチ処理	オンライン処理
税務情報 税務証明	特になし	-	平成3年4月
税務情報 総合宛名	・バッチ用宛名マスタ(個人) ・バッチ用宛名マスタ(事業所) ・バッチ用宛名マスタ(共有) ・共有者基本メンテ処理	平成5年4月	平成5年4月
税務情報 MC宛名	·随時異動処理	平成10年8月	平成10年8月
税務情報 軽自動車税	·課税台帳 ·納税通知書 ·調定	昭和46年4月	平成5年4月
税務情報 市県民税	・賦課計算 ・納税通知書及び徴収台帳 ・調定 ・課税状況調 ・概要調書 ・市民税世帯票 ・市民税課税台帳	昭和45年4月	平成10年10月
税務情報 収納管理	・日報消込 ・収入月報 ・督促状 ・催告状 ・口座依頼及び消込 ・納税管理システムデータ転送 ・財務会計調定連携 ・公示一覧表 ・金融機関別納付一覧 ・収納決算処理	昭和54年4月	平成7年4月
税務情報 固定資産税	<ul><li>・賦課計算</li><li>・調定</li><li>・概要調書</li><li>・納税通知書</li><li>・その他統計</li></ul>	昭和45年2月	平成13年11月

※税務証明業務についてはH13.7~資産税課より中央窓口センターに事務を移管。 H18.4~本庁管内分について税務管理課に事務を移管。 H28.4~本庁管内分について資産税課に事務を移管。

#### 2 個人市民税の税歴

	年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	賦課期日		1月1日	同左	同左	同左	同左
	申告期限		3月15日	同左	同左	同左	同左
	課税方式		本文方式	同左	同左	同左	同左
	課税標準		所得額から各所得控除をした後の額	同左	同左	同左	同左
南2	者給与	青	実際に支払われた金額	同左	同左	同左	同左
4-140	-11 MI -7"	白	配偶者86万円その他50万円	同左	同左	同左	同左
	均等割	市	3,000円	同左	同左	3,500円	同左
税	均等剖	県	1,500円	同左	同左	2,000円	同左
率		市	一律 6 %	同左	同左	同左	同左
	所得割	県	一律 4 %	同左	同左	同左	同左
	給与所得	<b>}</b> 控除	所得税法附則別表第5の附表による	同左	同左	同左	同左
	雑扌	ij.	合計所得金額の1/10超過額 災害関連支出の場合は5万円超過分			同左	同左
	医療	費	総所得金額等の5/100又は10万円の いずれか低い額の超過額 限度 200万円	同左	同左	同左	同左
	社会保	険料	支払金額	同左	同左	同左	同左
	小規模企業	共済掛金	支払金額	同左	同左	同左	同左
	生命保険料		15,000円以下の時・・支払金額 15,000円超40,000円以下・・ 支払金額×1/4+17,500円 40,000円起70,000円以下・・ 支払金額×1/4+17,500円 70,000円超・・35,000円 生命保険料の一般型と年金型の両方 がある場合に生れぞれに計算し合算	同左	新旧毎の控除額を第出し合計した金 額。ただし種類別の上限額は、28,000 円(旧のよの場合は28,000円)生命保 険控除額は、上記種類別の技除額の 合計(ただし上限額は70,000円)	同左	同左
	地震保険料		地震保険料上限額 25,000円 旧長期損害保険料上限額 10,000円 地震保険料と旧長期損害保険料の両 方がある場合控除限度額 25,000円	同左	同左	同左	同左
所得控除	寄附 金		税額控除する額は①と②の合計額 ①基本控除額(控除資金附金額-5 千円)×10%1市民稅8、県民稅4% ②特例控除額(都道府県または市区町 村への寄附金額-5千円)×(90%-所得 稅の限界稅率)	税額控除する額は①と②の合計額 ①基本控除額(控除対象寄附金額-2 千円)×10%1市民稅略、県民稅4% ②特例控除額(都道府県または市区町 村への寄附金額-2千円)×(90%-所得 稅の限界稅率)	同左	税額控除する額は①と②の合計額 ①基本控除額(投除対象者附金額-2 千円)×10%1市民稅総、県民稅4% ②特例控除額(都道府県または市区町 村への寄附金額-2千円)×(90%-所得 税の限界税率×1.021)	同左
	障・老・須	<b>ķ•</b> 学	寡婦控除特別は 30万円	(障) (第) (学) 各々26万円 特別障害者は 30万円 同居特別障害者は 53万円 寡婦控除特別は 30万円	同左	同左	同左
	配偶者控除		① 老人控除対象配偶者 38万円 ② 控除対象配偶者が特別障害者 かつ同居 56万円 ③ 老人控除配偶者が特別障害者 かつ同居 ④ それ以外 ⑤ 配偶者等別控除額 上限33万円	同左	同左	同左	同左
	扶養 控 除		① 特定扶養親族 45万円 ② 老人扶養親族 38万円 七だし、その扶養親族が 特別障害者の場合 68万円 日居の特別障害者である 大養親族が 特定とし、その扶養親族が 特定大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大	<ul><li>① 一般の控除対象扶養親族33万円</li><li>② 特定扶養親族 45万円</li><li>③ 老人扶養親族 45万円</li><li>④ 同居老人扶養親族 45万円</li></ul>	同左	同左	同左
	基石	遊	33万円	同左	同左	同左	同左
税額控除	配当控除	市県	配当所得の 市 2/100 県 0.8/100 県 0.8/100 課稅総所得金額が1,000万円を超え るときはその超える部分について市 1/100	同左	同左	同左	同左

- 1 平成11~17年度の定率減税,個人住民税所得割の15%相当額を減免する。ただし,4万円を限度とする。
- 2 平成17年度より均等割の納税義務者である夫と生計を一にする妻の均等割の非課税規定を廃止する。ただし、経過措置として 平成17年度は、2分の1課税(市1,500円,県1,000円)とする。18年度より2分の2課税(市3,000円,県1,500円)
- 3 平成17年度より配偶者特別控除のうち配偶者控除と重複して控除できていた部分は、その適用を廃止する。
- 4 平成17年度より配当割額控除又は株式等譲渡所得額控除を新設する。
- 5 平成18年度より老年者控除を廃止する。(平成元年より48万円)
- 6 平成18年度よ9年齢65歳以上の者に上乗せされている公的年金等控除を廃止し、別途最低保証額50万円を加算する特例措置を講じる。(140万円 → 120万円)
- 7 平成18年度より年齢65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人住民税の非課税措置を廃止する。 ただし、経過措置として、平成18年度は所得割および均等割の税額の3分の2を、平成19年度は3分の1減額する。
- 8 平成18年度の定率減税,個人住民税所得割の7.5%相当額を減免する。ただし、25万円を限度とする。
- 9 平成19年度より定率減税を廃止する。
- 10 平成19年度より住民税の税率を一律10%とする。(市民税6%, 県民税4%)
- 11 平成20年度より地震保険料控除制度の創設。(短期損害保険料控除の廃止)
- 12 平成20年度より住宅ローン控除に伴う個人住民税の減額。(令和15年度分まで)
- 13 税源移譲時の年度間の所得変動に伴う経過措置としての減額。(平成20年度賦課決定時のみ)

平成29年度 同左 同左 同左	<b>平成30年度</b> 同左 同左	<b>令和元年度</b> 同左 同左	令和2年度 同左
同左			
同左	円左		
			4月16日(コロナウイルス流行のため。告示で対応)
	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
見法附則別表第5の附表による 5収入額が1,200万を超える場 5収入額の上限が230万円に引き下	所得税法附則別表第5の附表による ※給与収入額が1,000万を超える場合, 控	同左	同左
V/C		同左	同左
同左	医療費控除の特例が創設された。 OTCスイッチ薬の購入額が1万2千円を超 えた分について、従来の医療費控除との選 択により、医療費控除が受けれることとなっ た。限度額8万8千円	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	られた(合計所得1000万円以下) ※900万から1000万円の間は所得により逓減 ② 配偶者特別控除の範囲が配偶者の合計	同左
同左	同左	同左	同左
E.L	同左	同左	同左
问左			. Visite
同左	同左	同左	同左
,	同左	同左	同左

- 14 平成21年度より寄附金控除の拡充(所得控除から寄附金控除へ変更)
- 15 平成24年度より寄附金控除の下限限度額の引き下げ(5,000円→2,000円)
- 16 平成24年度より扶養控除の見直し(扶養親族のうち、16歳未満の者(年少扶養親族)にかかる扶養控除は廃止とする。 また16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)廃止とし、33万円とする。)
- 17 平成24年度より同居特別障害者加算の特例の改組により、扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合に、扶養親族又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者の額に23万円を加算する措置への変更とする。
- 18 平成25年度より生命保険料控除の見直し(介護保険料控除が新設され,一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の改正)新旧毎の控除額を算出し合計した金額。ただし種類別の上限額は,28,000円(旧のみの場合は35,000円)生命保険控除額は,上記種類別の控除額の合計。 (ただし上限額は70,000円)
- 19 平成26年度から平成35年度に限り均等割の税率を、市3,500円、県2,000円とする。(東日本大震災を踏まえ防災のための財源を確保するため)
- 20 平成28年度からふるさと納税について、確定申告なしに寄附金控除が受けられるワンストップ特例制度が新設された。
- 21 平成29年度からマイナンバー制度施行により、申告書への個人番号の記載、情報提供ネットワークへの情報連携が開始された。
- 22 平成29年度より上場株式等の配当所得等について確定申告と住民税申告において異なる申告方式を選択できることが明確化された。
- 23 平成30年度より医療費控除の特例が創設された。(令和3年度までの予定)
- 24 令和元年度の消費税増税10%引上げにより、居住開始日が10月1日以降のものは控除対象期間が13年間に延長された。

### 3 法人市民税・固定資産税・その他の税歴

	年月	度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
法人市!	税	均等割	法定	地方税法第312条第1項に掲げる法人等の区分 標準 制限 標準 制限	同左	同左	同左	同左		
民税	率		本市	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の各法人全て制限税率	同左	同左	同左 同左(ただし, 平成26年10	同左		
		税	法定	標準 12.3%(制限税率 14.7%) ※法人税(国税)を課税標準にしている	同左	同左	月1日以後に開始する事 業年度から,標準 9.7% (制限税率 12.1%))	同左		
		割	本市	14. 7%	同左	同左	同左(ただし, 平成26年10 月1日以後に開始する事 業年度から, 12.1%)	同左		
法人税(国税)	税	率(参	考)	30. 0%	同左(ただし, 平成 24年4月1日から平 成27年3月31日まで の間に開始する事 業年度は25.5%)	同左	同左	同左(ただし、平成27年4月1日以後開始事業年度から 23.9%)		
	税率	法	定	標準 1.4%(制限税率の廃止)	同左	同左	同左	同左		
固	42	本	市	1.5%(平成6年より超過税率)	同左	同左	同左	同左		
定資	免		地	30万円	同左	同左	同左	同左		
産	税点	_	屋	20万円	同左	同左	同左	同左		
税		1負料	資産	150万円	同左	同左	同左	同左		
		その他	l	宅地等及び一般農地の負担調整措置の詳細は, 固定資産税の税歴を参照	同左	同左	同左	同左		
軽自動車税		☆市税3 図過税3		(1) 原動機付自転車	同左	同左	同左	東動機付自転車等   東画区分   税率   1,200円   50cc以下   1,200円   50cc以下   1,400円   90cc超125cc以下   1,900円   50cを超90c以下   1,900円   50cを超90c以下   1,900円   50cを超125cc以下   2,800円   125cc超250cc以下   2,800円   125cc超250cc以下   2,800円   125cc超250cc以下   2,800円   125cc超250cc以下   2,800円   125cc超250cc型   4,800円   2,800円   3,700円   2,800円   2,800円   2,800円   1,800円   1,800円   2,800円   1,800円   3,800円   1,800円   2,800円   1,800円   3,800円   1,800円   1,800円   2,800円   2,800円   3,800円   3,8		
市たばこ税		脱 幸 たばこ3i		1,000本当たり3,298円 H18.7.1~ 1,000本当たり4,618円 H22.10.1~	同左	1,000本当たり5,262円 H25.4.1	同左	同左		
鉱産税	ŧ	说 ዻ	ž.	1% ただし、1月間に掘出された鉱物の価格が 200万円以下の場合は 0.7%	同左	同左	同左	同左		
入湯税	1	税率	Š.	入湯客 1人1日 150円	同左	同左	同左	同左		
事業	ŧ	说 ዻ	Ž.	資産割 1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%	同左	同左	同左	同左		
税	5	免税点	Ŕ	資産割 1,000㎡ 以下 従業者割 100人 以下	同左	同左	同左	同左		

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左(ただし,令和元年10月1日 以後に開始する事業年度から, 標準6.0%(制限税率8.4%))	同左
同左	同左	同左	同左(ただし,令和元年10月1日 以後に開始する事業年度から, 8.4%)	同左
同左(ただし、平成28年4月1日以後開始事業年度から23.4%)	同左	同左(ただし,平成30年4 月1日以後開始事業年 度から23.2%)	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
(1) 原動機付自転車等 車両区分 税率	同左	同左	同左	同左
同左	同左	1,000本当たり 5,692円 H30.10.1	同左	1,000本当たり 6,122円 R2.10.1
间左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左

#### 4 固定資産税の税歴

#### 1. 昭和39年度から昭和47年度までの宅地等(農地以外の土地)に係る固定資産税

昭和39年度,40年度は、昭和38年度分の課税標準額に1.2 を乗じた額を課税標準額とする。 昭和41年度からは、次の負担調整率を前年度分の課税標準額に乗じた額を当該年度分の課税標準額とする。

39年度 40年度	41~44		45~47		48~50		
暫 定調整率	39年度評価額 38年度評価額	負担 調整率	45年度評価額 38年度評価額	負担 調整率	48年度評価額 38年度評価額	負担 調整率	
一律 1.2	3倍未満 3倍以上8倍未満 8倍以上	1. 1 1. 2 1. 3	3 倍未満 3 倍以上 8 倍未満 8 倍以上25倍未満 25倍以上	1. 1 1. 2 1. 3 1. 4	同 左	1. 1 1. 2 1. 3 1. 4	

(農地については当分の間,38年度の課税標準額を当該年度分の課税標準額とする。)

#### 2. 昭和48年度における宅地等に係る固定資産税の改正

- ① 住宅用地については、課税標準をその価格の2分の1の額とするとともに、昭和48年度及び昭和49年度に限り、現行の負担調整措置を継続する。
- ② 非住宅用地(住宅用地以外の宅地等をいう。)については、昭和48年度及び昭和49年度に限り、次の措置を講じ、昭和50年度には評価額に基づいて課税する。
  - (4) 法人が所有する非住宅用地の固定資産税の額は、昭和48年度にあってはその価格と現行制度による昭和48年度の課税標準となるべき額との差額の3分の2の額を、昭和49年度にあっては当該差額の3分の1の額をその価格から控除して得た額によって算定した税額とする。
  - (n) 個人が所有する非住宅用地の固定資産税の額は、昭和48年度にあっては現行の負担調整措置による 税額とし、昭和49年度にあってはその価格と現行制度による昭和48年度の課税標準となるべき額との 差額の2分の1の額をその価格から控除して得た額によって算定した税額とする。
- ③ 現行の負担調整措置を継続する場合において、その価格に対する課税標準となるべき額の割合が昭和 48年度にあっては100分の15未満、昭和49年度にあっては100分の30未満である宅地等については、当該 各年度における課税標準となるべき額を、それぞれの価格の100分の15の額及び100分の30の額とする。

#### 3. 昭和49年度における住宅等にかかる固定資産税の改正

- ① 小規模住宅用地にかかる固定資産税の負担の軽減等 小規模住宅用地については、次のような措置を講ずることとされた。
  - (イ) 小規模住宅用地 (200平方メートル以下の住宅用地,200平方メートルを超える住宅用地については, その上に存する住宅一戸につき200平方メートルまでの部分) については, 課税標準をその価格の4分 の1の額(一般住宅用地の課税標準の2分の1)とする。
  - (p) 小規模住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税の額は、その価格の4分の1の額が昭和48年度の課税標準となるべき額を超えるときは、昭和48年度の税額とする。
- ② 個人の所有する非住宅用地の固定資産税にかかる緩和措置 個人の所有する非住宅用地の固定資産税については、次のような措置を講ずることとされた。 すなわち、個人の所有する非住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税の額は、改正前 の制度による課税標準となるべき額が前年度の課税標準となるべき額の1.5倍を超えるときは、前年度の 課税標準となるべき額の1.5倍の額によって算定した額とする。

ただし、その前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額の評価額に対する割合が昭和49年度にあっては100分の30、昭和50年度にあっては100分の60未満であるものについては、当該各年度における課税標準となるべき額をそれぞれ評価額の100分の30の額または100分の60の額とする。

以上を図で表せば、次のとおりである。

区分	年度	48	49	50	
住宅	小住 規宅 模用 地	従来の負担調整措置 ①評価額 1/2を限度 ②評価額の15%未満	(評価額×1/4)課税 日昭和48年度で評価額の1/4 未満のものは据置	同 左	
用地	上の期の外	し のものは15%の額 ノ	従来の負担調整措置 ①評価額×1/2 を限度 ②評価額の30%未満のもの は30%の額	(評価額×1/2)課税	
非住宅用	個人	従来の負担調整措置 評価額の15%未満のも のは15%の額	①評価額- (評価額-48年度課税標準額) × 1/2 248年度課税標準額×1.5 評価額の30%未満のものは30%の額	①評価額課税 ②49年度課税標準 額×1.5 評価額の60%未満 のものは60%の額	
地	法人	評価額-(評価額-従来の 負担調整措置による課税標 準額)×2/3	評価額-(評価額-従来の負担調整措置による48年度の課税標準額)×1/3	評価額課税	

## 4. 昭和51年度以後における土地に係る固定資産税 ① 宅地等に係る負担調整措置

51~53			54~56		57~59		
宅地等のその年度の評価額 宅地等の50年度課税標準額 又は比準課税標準	負担 調整 率		0年度の評価額 E度課税標準額 記標準	負担 調整 率	宅地等のその年度の評価額 宅地等の56年度課税標準額 又は比準課税標準	負担 調整 率	
1. 3倍以下の場合 1. 3倍を超え1. 7倍以下の場合 1. 7倍を超える場合	1. 1 1. 2 1. 3	同	左	同左	1. 3倍以下の場合 1. 3倍を超え1. 5倍以下の場合 1. 5倍を超え1. 7倍以下の場合 1. 7倍を超え1. 9倍以下の場合 1. 9倍を超える場合	1. 1 1. 15 1. 2 1. 25 1. 3	

60~62		63~平成2			
宅地等のその年度の評価額 宅地等の59年度課税標準額 又は比準課税標準	負担 調整 率	宅地等のその年度の評価額 宅地等の62年度課税標準額 又は比準課税標準	負担 調整 率		
1. 3倍以下の場合 1. 3倍を超え1. 5倍以下の場合 1. 5倍を超え1. 7倍以下の場合 1. 7倍を超え1. 9倍以下の場合 1. 9倍を超える場合	1. 1 1. 15 1. 2 1. 25 1. 3	1. 15倍以下の場合 1. 15倍を超え1. 3 倍以下の場合 1. 3 倍を超え1. 5 倍以下の場合 1. 5 倍を超え1. 7 倍以下の場合 1. 7 倍を超え1. 9 倍以下の場合 1. 9 倍を超える場合	1. 05 1. 1 1. 15 1. 2 1. 25 1. 3		

	3~5		
2年度	その年度の評価額 で課税標準額又は比準課	税標準	
区 分	上昇率	負担調整率	
住宅用地	1. 27倍以下 1. 27倍超1. 43倍以下 1. 43倍超1. 6 倍以下 1. 6 倍超2. 0 倍以下 2. 0 倍超2. 4 倍以下 2. 4 倍超3. 0 倍以下 3. 0 倍超	1. 05 1. 075 1. 1 1. 15 1. 2 1. 25 1. 3	
法人非住宅用宅地	1.3 倍以下 1.3 倍超1.7 倍以下 1.7 倍超2.1 倍以下 2.1 倍超	1. 1 1. 2 1. 3 1. 4	
個人非住 宅用宅地	1. 15倍以下 1. 15倍超1.3 倍以下 1.3 倍超1.5 倍以下 1.5 倍超1.7 倍以下 1.7 倍超1.9 倍以下 1.9 倍超	1. 05 1. 1 1. 15 1. 2 1. 25 1. 3	

注 上表中,「宅地のその年度の評価額」とは,小規模住宅用地又は,一般住宅用地の場合は評価額に 1/4又は1/2を乗じた後の額である。

#### ② 農地に係る課税方法の概要

農地については、昭和50年度まで昭和38年度の課税標準額を当該年度分の課税標準額とすることと されていたが、段階的な負担調整を講じながら、課税の適正化措置を講ずることとされた。

51 <b>~</b> 53		54~56		57~59	
新 評 価 額	負担	新評価額	負担	新評価額	負担
50年度課税標準額	調整率	53年度課税標準額	調整率	56年度課税標準額	調整率
1.3倍以下の場合 1.3倍を超える場合	1. 1 1. 2	1. 15倍以下の場合 1. 15倍を超え1. 3倍以下の場合 1. 3 倍を超える場合	1. 05 1. 1 1. 2	1. 15倍以下の場合 1. 15倍を超え1. 3倍以下の場合 1. 3 倍を超え1. 5倍以下の場合 1. 5 倍を超える場合	1. 05 1. 1 1. 15 1. 2

60~62		63~平成2		3~5	
新 評 価 額	負担 調整	新評価額	負担 調整	新 評 価 額	負担 調整
59年度課税標準額	率	62年度課税標準額	率	2年度課税標準額	率
1. 15倍以下の場合 1. 15倍を超え1. 3倍以下の場合 1. 3 倍を超え1. 5倍以下の場合 1. 5 倍を超える場合	1. 05 1. 1 1. 15 1. 2	1.075倍以下の場合 1.075倍を超え1.15倍以下の場合 1.15倍を超え1.3倍以下の場合 1.3倍を超え1.5倍以下の場合 1.3倍を超え1.5倍以下の場合 1.5倍を超える場合	1. 025 1. 05 1. 1 1. 15 1. 2	1.075倍以下の場合 1.075倍を超え1.15倍以下の場合 1.15倍を超え1.3倍以下の場合 1.3倍超え1.5倍以下の場合 1.5倍超え3場合	1. 025 1. 05 1. 1 1. 15 1. 2

#### 5. 平成6年度における固定資産税

- ① 宅地については、地価公示価格の7割程度とする。
- ② 住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充

平成5年度 平成6年度

・一般住宅用地 価格の 1/2 → 価格の 1/3 ・小規模住宅用地(200㎡まで) 価格の 1/4 → 価格の 1/6

③ 評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入

平成5年度 平成6年度

・評価の上昇割合の高い宅地 特例措置なし → 評価の上昇の程度に応じて価格3/4~1/2 (宅地とは、住宅用のみならず、事務所、工場等の事業用の建物の敷地も宅地に該当する。)

④ 宅地について、よりなだらかな税負担となるような負担調整措置の実施

当該年度分の価格(小規模住宅用地は価格×1/6, その他の住宅用地は価格×1/3) ×暫定的な課税標準の特例(評価の上昇の程度に応じて3/4~1/2)

上昇率=

平成5年度課税標準額

区 分	上昇率	負担調整率
住宅用地	1.8 倍以下 1.8 倍超2.4 倍以下 2.4 倍超3.0 倍以下 3.0 倍超5.0 倍以下 5.0 倍超	1. 05 1. 075 1. 1 1. 15 1. 2
非住宅用地 及び 宅 地 等	1.8 倍以下 1.8 倍超2.4 倍以下 2.4 倍超3.0 倍以下 3.0 倍超5.0 倍以下 5.0 倍超9.0 倍以下 9.0 倍超	1. 05 1. 075 1. 1 1. 15 1. 2 1. 25
農地	1.075 倍以下 1.075 倍超1.15倍以下 1.15 倍超1.3 倍以下 1.3 倍超1.5 倍以下 1.5 倍超	1. 025 1. 05 1. 1 1. 15 1. 2

⑤ 家屋の評価について、以下の見直しにより税負担を軽減

・家屋の耐用年数の短縮

(代表例) 平成5年度 平成6年度 木造住宅 24年 20年 25年 32年 非木造 住宅・アパート 70年 60年 非木造 事務所 50年 45年 工場 40年 35年

・非木造の住宅・アパートの 平成5年度 平成6年度 初期減価の引下げ 0.9 → 0.8

・在来分の家屋(既に課税対象となっている家屋)の3%減価

#### 6. 平成7年度における固定資産税

⑥ 臨時的な課税標準の特例

平成7年度及び平成8年度の2年度限りの処置として、②から③までの特例措置に加え、地価の下落に対応するため、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例処置が導入された。

・具体的には、現行の各種負担調整措置に加え、臨時特例率を乗じて得た額を課税標準額とするもの。

特例適用前上昇率	特例率
2.4倍を超え, 4.8倍以下のもの	3/4
4.8倍を超え, 6倍以下のもの	3/5
6倍を超えるもの	1/2

(注)特例適用前上昇率とは、③の暫定的な課税標準の特例で用いた率と同じもの。

・臨時特例が適用されるのは、宅地評価土地に限られる。

#### ⑦ 負担調整処置

負担調整措置とは、3年に一度の土地の評価替えに伴う税負担の増加を緩和するための措置。この 負担調整措置によって、毎年徐々に評価額に基づく税負担に近づけていくことなる。

## 平成7年度及び平成8年度の各年度分の固定資産税の課税標準額は次のアまたはイのいずれか小さい額となる。

#### ア価格

(小規模住宅用地の場合は価格×1/6, その他の住宅用地の場合は価格×1/3) ×暫定的な課税標準の特例(評価の上昇の程度に応じて $3/4\sim1/2$ )×臨時的な課税標準の特例(評価の上昇の程度に応じて $3/4\sim1/2$ )

#### イ 前年度分の課税標準額×負担調整率

#### ●負担調整率

負担調整率は、宅地等(農地以外の土地)と農地とでは異なり、またそれぞれに、上昇率に応じて定められています。宅地等の区分には住宅用地、非住宅用地がある。

個々の土地に対して具体的に適用される負担調整率は、次の算式によって求められる上昇率に基づいて次の表により求める。

当該年度分の価格 (小規模住宅用地は価格×1/6, その他の住宅用地は価格×1/3) ×暫定的な課税標準の特例 (評価の上昇の程度に応じて3/4~1/2)

×臨時的な課税標準の特例(評価の上昇の程度に応じて3/4~1/2)

上昇率=

#### 平成5年度課税標準額

以上②から⑦までの税負担の調整処置を講ずると、平成7年度から平成8年度までの各年度分の固定資産税については、評価の上昇割合に応じて以下のとおりとなる。

区 分	上昇率	負担調整率
住宅用地	1.8 倍以下 1.8 倍超2.4 倍以下 2.4 倍超3.0 倍以下 3.0 倍超5.0 倍以下 5.0 倍超	1. 05 1. 075 1. 1 1. 15 1. 2
非住宅用地	1.8 倍以下 1.8 倍超2.4 倍以下 2.4 倍超3.0 倍以下 3.0 倍超5.0 倍以下 5.0 倍超9.0 倍以下 9.0 倍超	1. 05 1. 075 1. 1 1. 15 1. 2 1. 25

(注) 宅地評価土地にあっては、表中2.4倍とあるのは、2.5倍に読み替えるものとする。

区 分	上昇率	負担調整率
農地	1.075 倍以下 1.075 倍超1.15倍以下 1.15 倍超1.3 倍以下 1.3 倍超1.5 倍以下 1.5 倍超	1. 025 1. 05 1. 1 1. 15 1. 2

区分	評価の上昇割合	負担調整率
住宅用地	4.8 倍以下 4.8 倍超 15倍以下 15 倍超 18倍以下 18 倍超 30倍以下 30 倍超	1. 05 1. 075 1. 1 1. 15 1. 2
非住宅用地	3.2 倍以下 3.2 倍超 10倍以下 10 倍超 12倍以下 12 倍超 20倍以下 20 倍超 36倍以下 36 倍超	1. 05 1. 075 1. 1 1. 15 1. 2 1. 25

評価の上昇割合とは,平成6年度評価額を,原則として平成3年度評価額で除して得たものとする。 (注)

## 7. 平成8年度における固定資産税 ①負担調整率のみ変更

平成8年度負担調整率

区 分	上昇率	負担調整率
住宅用地	1.8 倍以下 1.8 倍超2.4 倍以下 2.4 倍超3.0 倍以下 3.0 倍超5.0 倍以下 5.0 倍超	1. 025 1. 05 1. 075 1. 1 1. 15
非住宅用地 及び 宅 地 等	1.8 倍以下 1.8 倍超2.4 倍以下 2.4 倍超3.0 倍以下 3.0 倍超5.0 倍以下 5.0 倍超9.0 倍以下 9.0 倍超	1. 025 1. 05 1. 075 1. 1 1. 15 1. 2
農地	1.075 倍以下 1.075 倍超1.15倍以下 1.15 倍超1.3 倍以下 1.3 倍超	1. 025 1. 05 1. 1 1. 15

(注) 上昇率中2.4 倍とあるのは2.5 倍に読み替えるものとする。

#### 8. 平成9年度における固定資産税

- (1) 住宅の平成9年度から平成11年度までの新たな税負担の仕組み
  - ① 負担水準が高い土地は、税負担が下がるかあるいは据え置きとなる。
  - ② 負担水準がある程度高い土地は、税負担が据え置きとなる。
  - ③ 負担水準が低い土地は、なだらかな税負担の増となるが、著しい地価下落のあった土地で一定の条件を満たす土地は据え置きとなる。

#### (2) 評価額の修正

これまでは評価替えの年の価格が3年間据え置かれていたが、今回の税制改正では、平成10年度及び11年度において地価下落がある場合には、評価額の修正を行うこととなった。

#### ※ 平成9年度から平成11年度までの土地に係る固定資産税の負担について

#### (1) 宅地の税負担の調整措置

平成9年度から平成11年度までの税負担については、「負担水準の均衡化」をより重視することとして、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、一方、負担水準の低い土地はなだらかに税負担が上昇することにより、負担水準のばらつきの幅を狭める税負担の調整措置が導入されている。また、著しい地価の下落に対応した特例措置も導入されている。

#### 「負担水準」とは…

次の算式によって求められる。

#### 前年度課税標準額

負担水準=

#### 新評価額(×住宅用地特例率(1/3 または1/6 ))

※ 小規模住宅用地,一般住宅用地については,新評価額に住宅用地の特例率 (小規模住宅用地…1/6, 一般住宅用地…1/3) を乗じる。

#### 「価格下落率」とは…

次の算式によって求められる。

新評価額

価格下落率= 1-

平成8年度評価額

#### ① 税負担が下がる場合

商業地等の宅地で負担水準が0.8を超える土地の平成9年度から11年度までの固定資産税の 課税標準額は、負担水準を0.8とした場合の課税標準額まで引き下げる。

〔課税標準額の計算は次のようになる。〕

課税標準額=新評価額×0.8

※「商業地等の宅地」とは、住宅用地以外の宅地や農地以外の土地のうち評価がその土地と状況が類似している宅地の評価額に批准して決定される土地(「宅地比準土地」という。)のことを指す。

その他の土地の場合、平成9年度から11年度の固定資産税の課税標準額は、次のア又はイのいずれか小さい額となる。

#### ア価格

当該年度の価格(小規模住宅用地の場合は価格×1/6,その他の住宅用地の場合は価格×1/3)

イ 前年度の課税標準額×負担調整率

イの計算については、負担調整率は負担水準、価格下落に応じて次のような措置が導入されて いる。

#### ②税負担が据え置きになる場合

- 商業地等の宅地
  - 負担水準が 0.6以上 0.8以下の土地は,前年度の課税標準額を据え置く。
- 住宅用地
  - 負担水準が 0.8以上の土地は、前年度の課税標準額を据え置く。
- ※ この場合,負担調整率は「1」として計算される。

#### ③税負担がなだらかに上昇する場合

商業地等の宅地

負担水準が 0.6未満の土地は、次のような負担水準の区分に応じて負担調整率が定められており、なだらかに課税標準額が上昇する。

負 担 水 準	負 担 調 整 率
0. 4~0. 6	1. 025
0. 3~0. 4	1. 05
0. 2~0. 3	1. 075
0. 1~0. 2	1. 1
~0. 1	1. 15

#### • 住宅用地

負担水準が 0.8未満の土地は、次のような負担水準の区分に応じて負担調整率が定められており、なだらかに課税標準額が上昇する。

負 担 水 準	負 担 調 整 率
0. 4~0. 8	1. 025
0. 3~0. 4	1. 05
0. 2~0. 3	1. 075
0. 1~0. 2	1. 1
~0. 1	1. 15

#### ④価格が著しく下落した土地の税負担の特例措置

大幅な地価の下落による納税者の負担増感に配慮して、宅地評価土地(宅地と宅地比準土地のことをいう。)について次の2つの要件のいずれをも満たすものは、前年度の課税標準額をそのまま据え置く。

- ① 「負担水準」が全国平均(商業地等の宅地…0.45,小規模住宅用地…0.55,その他の住宅用地…0.50)以上であること。
- ② 「下落率」が全国平均 (0.25) 以上であること。

#### (2) 宅農地に係る固定資産税の負担について

市街化区域農地一般農地についても、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されている。

負 担 水 準	負 担 調 整 率
0.9~	1. 025
0.8~0.9	1. 05
0.7~0.8	1. 075
~0.7	1. 1

#### 9. 平成10年度における固定資産税

#### (1) 宅地の税負担の調整措置

平成9年度から平成11年度までの税負担については、「負担水準の均衡化」をより重視することとして、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、一方、負担水準の低い土地はなだらかに税負担が上昇することにより、負担水準のばらつきの幅を狭める税負担の調整措置が導入されている。また、著しい地価の下落に対応した特例措置も導入されている。

#### 「負担水準」とは…

次の算式によって求められる。

平成9年度課税標準額

負担水準=

平成10年度評価額 (×住宅用地特例率(1/3または1/6))

※ 小規模住宅用地,一般住宅用地については,平成10年度評価額に住宅用地の特例率 (小規模住宅用地…1/6,一般住宅用地…1/3)を乗じる。

#### (2) 価格が著しく下落した土地の税負担の特例措置

大幅な地価の下落による納税者の負担増感に配慮して、宅地評価土地(宅地と宅地比準土地のことをいいます。)について次の2つの要件のいずれをも満たすものは、平成9年度の課税標準額をそのまま据え置く。

- ① 「負担水準」が全国平均(商業地等の宅地・・・0.45,小規模住宅用地・・・0.55,その他の住宅用地・・・0.50)以上であること。
- ② 「価格下落率」が全国平均 (0.25) 以上であること。

#### 10. 平成11年度の土地に係る固定資産税の負担について

#### (1) 宅地の税負担の調整措置

平成9年度から11年度までの税負担については、「負担水準の均衡化」をより重視することとして、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、一方、負担水準の低い土地はなだらかに税負担が上昇することにより、負担水準のばらつきの幅を狭める税負担の調整措置が導入されている。また、著しい地下の下落に対応した特例措置も導入されている。

#### 「負担水準」とは…

次の算式によって求められる。

平成10年度課税標準額

負担水準=

平成11年度評価額 (×住宅用地特例率(1/3または1/6))

#### 「価格下落率」とは…

次の算式によって求められる。

平成11年度評価額

価格下落率=1-

平成9年度評価額

#### 11. 平成12年度における固定資産税

平成12年度の評価替えは、宅地に関する固定資産税の見直しをさらに推進し、課税の公平という考え方から、負担水準(評価額に対する実際の税負担の割合)の高い宅地の税負担を抑えながら、負担水準の均衡化を進めていくことを平成9年度評価替えに引き続き実施することになった。特に、商業地等の負担水準の上限を80%(改正前)から、3年間で次のとおり引き下げることになる。

平成12年度及び13年度: 負担水準 75% 平成14年度 : 負担水準 70%

また、価格が著しく下落した土地の特例措置の要件の1つである「下落率」の全国平均が $(0.25) \rightarrow (0.12)$ となった。

#### 12. 平成13年度の土地に係る固定資産税の負担について

#### 宅地の税負担の調整措置 (1)

平成12年度から14年度までの税負担については、「負担水準の均衡化」をより重視することとし て、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、一方、負担水準の低い土 地はなだらかに税負担が上昇することにより、負担水準のばらつきの幅を狭める税負担の調整措置が導入されている。また、著しい地価の下落に対応した特例措置も導入されている。

#### 「負担水準」とは…

次の算式によって求められる。

平成12年度課税標準額

負扣水準=

平成13年度評価額 (×住宅用地特例率(1/3または1/6))

※小規模住宅用地、一般住宅用地については、平成13年度評価額に住宅用地の特例率 (小規模住宅用地…1/6, 一般住宅用地…1/3) を乗じる。

#### 「価格下落率」とは…

次の算式によって求められる

平成13年度評価額

価格下落率=1-

平成9年度評価額

#### 13. 平成14年度の土地に係る固定資産税の負担について

#### 宅地の税負担の調整措置 (1)

平成12年度から14年度までの税負担については、「負担水準の均衡化」をより重視することとし て、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、一方、負担水準の低い土 地はなだらかに税負担が上昇することにより、負担水準のばらつきの幅を狭める税負担の調整措置 が導入されている。また、著しい地価の下落に対応した特例措置も導入されている。

#### 「負担水準」とは…

負担水準=

#### 平成14年度評価額(×住宅用地特例率(1/3または1/6))

※小規模住宅用地、一般住宅用地については、平成14年度評価額に住宅用地の特例率 (小規模住宅用地…1/6, 一般住宅用地…1/3) を乗じる。

#### 「価格下落率」とは…

次の算式によって求められる

平成14年度評価額

価格下落率=1-

平成9年度評価額

#### 14. 平成15年度から17年度までの土地に係る固定資産税の負担について

#### 宅地及び市街化区域農地の税負担の調整措置 (1)

平成15年度から17年度までの税負担については、「負担水準の均衡化」をより重視することとし て、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、一方、負担水準の低い宅地と市街化区域農地についてはなだらかに税負担が上昇することにより、負担水準のばらつきの幅 を狭める税負担の調整措置が導入されている。また、著しい地価の下落に対応した特例措置も導入 されている。

#### 「負担水準」とは…

平成17年度は、次の算式によって求められる。

前年度課税標準額(平成16年度)

負担水準=

当年度評価額 × ( ※1住宅用地特例率(1/3または1/6) または (平成17年度) ※2市街化区域農地特例率(1/3))

※1住宅用地特例率

小規模住宅用地, 一般住宅用地については, 当年度評価額(平成17年度)に 住宅用地特例率(小規模住宅用地・・1/6, 一般住宅用地・・1/3)を乗じる。

※2市街化区域農地特例率

市街化区域農地については、当年度評価額(平成17年度)に 市街化区域農地特例率(1/3)を乗じる。

#### 「価格下落率」とは…

平成15年度以降は、次の算式によって求められる。

当年度評価額(平成17年度)

価格下落率=1-

3年前の評価額(平成14年度)

### 15. 平成18年度から23年度までの土地に係る固定資産税の負担について

#### ◇ 宅地等の税負担の調整措置

① 商業地等の宅地において、負担水準が60%未満の土地、② 住宅用地において負担水準が80%未満の水準にある土地に対する負担調整措置について、これまでは負担水準の区分に応じて異なる調整率を前年度課税標準額に乗じることにより、当該年度の課税標準額を求める方式がとられてきた。

平成18年度の税制改正により,前記①の土地及び②の土地それぞれに対して一律,当該年度の評価額(住宅用地にあっては,評価額×1/6,×1/3)の5%を加えることで,当該年度の課税標準額を求める方式に改められた。

なお、商業地等に係る課税標準額の上限措置(評価額×70%),住宅用地の特例措置(小規模住宅用地=評価額×1/6,小規模外住宅用地=評価額×1/3)及び農地の負担調整措置は、現行どおり継続される。

※ 平成22年度の「負担水準」は次の算式により求められる。

前年度課税標準額(平成21年度)

負担水準=-

当該年度評価額(22年度)(×住宅用地の場合は各特例率)

① 商業地等の場合 (商業地等=住宅用地以外の宅地や農地以外の土地のうち,評価がその土地と 状況が類似する宅地の評価額に比準して決定される土地)

負担水準が60%未満の商業地等については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とする。

#### ☆ 商業地等の場合

(負担水準=前年度課税標準額/当該年度の評価額)

A 的不知子?加口		く対応が平	的
		現 行	改正
負担水準の区分	負担	調整後の課税標準額	調整後の課税標準額
	調整率	两正 (X * ) IN (DI IX 干 IX	阿亚 汉· 7 时心仍不干取
0.7超		本年度の評価額×0.7	(変更なし)
0.6以上 0.7以下	1.0	前年度の課税標準額×1(据置き)	(変更なし)
0.4以上 0.6未満	1.025	前年度の課税標準額×1.025	
0.3以上 0.4未満	1.05	前年度の課税標準額×1.05	<a>=前年度の課税標準額+評価額×5%</a>
0.2以上 0.3未満	1.075	前年度の課税標準額×1.075	
0.1以上 0.2未満	1. 1	前年度の課税標準額×1.1	※ <a>が評価額×60%を上回る場合は,</a>
0.1 未満	1. 15	前年度の課税標準額×1.15	評価額の 60%とする

#### ② 住宅用地の場合

負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地の特例率 (1/6又は1/3) を乗じて得た額 (以下「本則課税標準額」という。) の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とする。

☆ 小規模住宅用地 (一戸当たり200㎡まで) の場合 <特例率:★1/6> (負担水準=前年度課税標準額/当該年度の評価額×特例率(1/6)) ※ 一般住宅用地 (200㎡紹える部分) の場合 <特例率:★1/3>

		現 行	改正
負担水準の区分 	負担 調整率	調整後の課税標準額	調整後の課税標準額
1.0 超		本年度の評価額×★1/6	(変更なし)
0.8以上 1.0以下	1.0	前年度の課税標準額×1(据置き)	(変更なし)
0.4以上 0.8未満	1.025	前年度の課税標準額×1.025	
0.3以上 0.4未満	1.05	前年度の課税標準額×1.05	<a>=前年度の課税標準額+評価額×★1/6×5%</a>
0.2以上 0.3未満	1.075	前年度の課税標準額×1.075	
0.1以上 0.2未満	1. 1	前年度の課税標準額×1.1	※ <a>が評価額×★1/6×80%を上回る場合は,</a>
0.1 未満	1. 15	前年度の課税標準額×1.15	評価額×★1/6×80%とする

#### 16. 平成24年度から令和2年度までの土地に係る固定資産税の負担について

#### (1) 宅地等の税負担の調整措置

①商業地等の宅地において、負担水準が60%未満の土地については従来から変更のないのもとなったが、②住宅用地において据置特例が平成24年度・平成25年度は負担水準が90%未満の土地に対して経過措置として講じられることとなり、平成26年度からは据置特例はなくなる方式に改められた。平成24年度の税制改正では、前記①の土地及び②の土地それぞれに対して一律、当該年度の評価額(住宅用地にあっては、評価額×1/6、1/3)の5%を加えることで、当該年度の課税標準額を求める方式で変更のないものとなった。また、農地の負担調整措置についても現行どおり継続された。また平成27年度及び30年度の税制改正では、それぞれ現行の仕組みを3年間延長することとなった。

※ 平成30年度の「負担水準」は次の算式により求められる。

前年度課税標準額(平成29年度)

負担水準=-

当該年度評価額(30年度)(×住宅用地の場合は各特例率)

① 商業地等の場合 (商業地等=住宅用地以外の宅地や農地以外の土地のうち,評価がその土地と 状況が類似する宅地の評価額に比準して決定される土地)

負担水準が60%未満の商業地等については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とする。

☆商業地等の場合(負担水準=前年度課税標準額/当該年度の評価額)

負担水準の区分	課税標準額
0.7超	本年度の評価額×0.7
0.6以上 0.7以下	前年度の課税標準額×1(据置き)
0.2以上 0.6未満	前年度の課税標準額+本年度の評価額×5%
0.2 未満	本年度の評価格×20%

#### ② 住宅用地の場合

平成24年度・平成25年度は負担水準が90%未満の住宅用地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地の特例率(1/6又は1/3)を乗じて得た額(以下「本則課税標準額」という。)の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が本則課税標準額の90%を上回る場合には90%相当額とする。なお、平成26年度からは据置特例がなくなる。

☆ 小規模住宅用地 (一戸当たり200㎡まで) の場合 <特例率:★1/6> (負担水準=前年度課税標準額/当該年度の評価額×特例率(1/6)) ※ 一般住宅用地 (200㎡超える部分) の場合 <特例率:★1/3>

#### ◇平成24·25年度

負担水準の区分	調整後の課税標準額
1.0超	本年度の評価額×★1/6
0.9以上 1.0以下	前年度の課税標準額×1(据置き)
0.2以上 0.9未満	前年度の課税標準額+本年度の評価額×★1/6×5%
0.2未満	本年度評価額×★1/6×20%

#### ◇平成26~令和2年度

負担水準の区分	調整後の課税標準額
1.0超	本年度の評価額×★1/6
0.2以上 1.0以下	前年度の課税標準額+本年度の評価額×★1/6×5%
0.2 未満	本年度評価額×★1/6×20%

#### 17. 新築された住宅に対する固定資産税の減額

新築された住宅について、下記の要件により、新築後一定期間、居住部分の床面積 120 ㎡までを限度として、固定資産税を 1/2 減額する。

- ◇減額される住宅
  - ①建物が専用住宅や併用住宅であること。 (併用住宅については居住部分の割合が 1/2 以上のもの)
  - ②床面積が 50 m² (一戸建以外の貸家住宅にあっては 40 m²) 以上 280 m²以下
- ◇新築期間

昭和38年1月2日~令和4年3月31日

- ◇減額期間
  - ①一般住宅(下記以外の住宅)…新築後3年度分
  - ②3階建以上の中高層耐火住宅…新築後5年度分

#### 18. 平成18年度耐震改修促進制度の創設について

昭和57年1月1日以前の住宅について,50万円を超える(平成24年度以前は30万円以上)耐震改修工事を 実施した場合,家屋の固定資産税の税額を次の期間1/2減額する。(※1戸当たり120㎡相当分まで) 平成18年~21年末の改修 翌年度から3年間

平成22年~24年末の改修 翌年度から2年間

平成25年~令和4年度末の改修 翌年度から1年間

₩1

- →対象となる住宅のうち「通行障害既存耐震不適格建築物」 に該当する住宅について 翌年度から2年間
- ※1 地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物で、都 道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路の区間にその敷地が接す るもののうち、耐震基準を満たしていない建築物

### 19. 耐震改修工事を行った家屋(要安全確認計画記載建築物 · 要緊急安全確認大規模建築)に対する固定資産税の減額措置

平成26年度の税制改正により、耐震改修工事を行った家屋(要安全確認計画記載建築物・要緊急安全確認大規模建築)に対する固定資産税の減額制度が創設された。

#### ◇減額される家屋

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる要安全確認計画記載建築物・要緊急安全確認大規模 建築に該当する家屋であること(耐震診断の報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示の 対象となったものを除く)
- ・平成26年4月1日から令和5年3月31日までに耐震改修が行われていること
- ・政府の補助を受けて、耐震改修が行われたこと
- ・現行の耐震基準に適合した耐震改修を行っていること
- ◇減額される範囲

固定資産税額の1/2

- ・当該1/2に相当する金額が改修費用の2.5%に相当する金額を超える場合は、2.5%に相当する金額
- ・住宅として減額の対象となる居住部分を除く

#### 20. 住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税の減免措置

一定のバリアフリー改修が行われた新築後10年以上を経過した既存の住宅(賃貸住宅を除く)に対して翌年度の 税額を100㎡までを限度として1/3減額する。

◇改修期間

平成19年4月1日~令和4年3月31日

◇該当する方

①65歳以上 ②要介護認定者又は要支援認定者 ③障害者

- ◇工事内容(補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの、平成24年度以前は30万円以上)
  - ①廊下の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室改良 ④便所改良
  - ⑤手摺り取付け ⑥床段差の解消 ⑦引き戸の取付け ⑧床表面の滑り止め化

#### 21. 省エネ改修に伴う固定資産税の減額

平成20年1月1日以前の住宅(賃貸住宅を除く)について,一定の省エネ改修工事を実施した場合,翌年度の税額を120㎡までを限度として1/3減額する。

- ◇減額される住宅
  - ① 床面積が50㎡以上であること
  - ② 居住部分の割合が1/2以上ある家屋
- ◇改修期間

平成20年4月1日~令和4年3月31日

- ◇工事内容(補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの、平成24年度以前は30万円以上)
  - ①窓の改修(必須) ②床の断熱改修 ③天井の断熱改修 ④壁の断熱改修

#### 22. 新築された認定長期優良住宅に係る減額

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準に基づき,行政庁の認定を受けて新築された住宅の税額を120㎡までを限度として,新築から5年度分(中高層耐火建築物にあっては7年度分)1/2減額する。

#### ◇新築完成期日

平成21年6月4日~令和4年3月31日

#### 23. 耐震改修がされた認定長期優良住宅等に係る減額

#### (1) 一定の耐震改修を実施した結果、認定長期優良住宅に該当する場合

工事が完了した翌年度分の居住部分に対する固定資産税の2/3 (通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、1年度目2/3、2年度目1/2) 減額する。(※1戸当たり120㎡相当分まで)

#### ◇減額される住宅

- ① 昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ② 平成29年4月1日から令和4年3月31日までに耐震改修が行われていること
- ③ 耐震改修に要した費用が50万円を超えること
- ④ 認定長期優良住宅(床面積が50㎡以上280㎡以下のものに限る。)に該当すること

#### (2) 一定の省エネ改修を実施した結果、認定長期優良住宅に該当する場合

工事が完了した翌年度分の居住部分に対する固定資産税の2/3減額する。(※1戸当たり120㎡相当分まで)

#### ◇減額される住宅

- ① 平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)
- ② 居住部分の割合が1/2以上ある家屋
- ③ 平成29年4月1日から令和4年3月31日までに省エネ改修が行われていること
- ④ 工事内容(補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの) (イ)窓の改修(必須) (ロ)床の断熱改修 (ハ)天井の断熱改修 (ニ)壁の断熱改修
- ⑤ 認定長期優良住宅(床面積が50㎡以上280㎡以下のものに限る。)に該当すること

### 令和2年度

### 市 税 統 計

編集·発行 高知市 財務部 税務管理課

発行年月 令和2年9月

住 所 №780-8571 高知市本町5丁目1番45号

TEL:088-823-9417 FAX:088-823-9497

Home Page http://www.city.kochi.lg.jp E-mail kc-051100@city.kochi.lg.jp